

# 令和7年6月

# 金山町議会定例会会議録

## 金山町議会

招集年月日 令和7年6月10日  
招集場所 役 場 議 場  
開 会 午 前 1 0 時

目 次 6月10日（火）：第1日目 P 1 ~ P 66  
6月13日（金）：第4日目 P 67 ~ P 97

令和 7 年 6 月 10 日 (火曜日)

令和 7 年 6 月 金山町議会定例会 会議録  
(第 1 日目)

令和7年6月金山町議会定例会 会議録

令和 7年6月10日  
午前10時00分開会

1. 応召議員

1番 矢口政一議員	2番 五十嵐優一議員
3番 中村忠行議員	4番 寒河江宏一議員
5番 須藤典夫議員	6番 宮林聰志議員
7番 大場洋介議員	8番 星川智子議員
9番 沼澤道也議員	10番 栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 10名

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	須藤信一	総務課長	川崎勉
町民税務課長	長倉章	環境整備課長	三上裕一
教学課長	佐藤英樹	産業課長	庄司紀一 (併農業委員会事務局長)
健康福祉課長	正野学	総合政策課長	柴田直樹
会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸	診療所事務長	松澤和仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 町長提出議案の一括上程
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 提出議案の説明
- 日程第9 議員提出議案の上程
- 日程第10 趣旨説明

令和 7 年 6 月 10 日  
午前 10 時 00 分開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。  
本日の出席議員数は、10名です。  
ただ今のとおり、定足数に達していますので、ただいまから、令和 7 年 6 月金山町議会定例会を開会いたします。  
それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○栗田議長

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番の寒河江宏一議員と5番の須藤典夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○栗田議長

次に、日程第2 「会期の決定」を議題とします。  
本定例会の会期については、先に議会運営委員会を開催し、協議されておりますので、その結果について、矢口政一委員長より、報告を求めます。矢口委員長。

○矢口委員長

はい。1番矢口です。それでは、わたくしから、6月3日に開催されました議会運営委員会において、6月議会定例会の会期について協議しましたので、その結果について、ご報告いたします。

今般の令和 7 年 6 月金山町議会定例会の会期は、本日 6 月 10 日から同月 13 日までの 4 日間とすることとしましたので、ご報告いたします。

○栗田議長

ありがとうございました。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、ただ今、矢口委員長の報告のとおり、本日から 13 日までの 4 日間と決定することに、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から 13 日までの 4 日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○栗田議長

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告並びに町長の諸般の報告については、事前に皆さんに配付しておりますので、説明を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

##### ○栗田議長

次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

##### ○町長

はい。皆さんおはようございます。

それでは、行政報告1件を行いたいと思います。件名ですが、株式会社グリーンバレー神室振興公社の経営状況についてでございます。株式会社グリーンバレー神室振興公社の第28回定時株主総会は、今月26日に開催予定でございますが、それに先立ちまして、金山町の出資比率が2分の1以上である第三セクター「株式会社グリーンバレー神室振興公社」の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項により議会に報告義務が定められておりますので、令和6年度の経営状況を報告させていただきます。

令和6年度の観光交流の状況は、コロナ禍からの回復を遂げ、全国的には訪日外国人旅行者数や観光消費額が過去最高を記録した年となり、オーバーツーリズムなどが話題になる一方で、主要な観光地を有していない地域においては、それらの効果がまだまだ波及しきれていない状況もあり、当公社におきまして様々な取り組みを行いながらも黒字化には至らず、7年連続の赤字損益となっています。

令和6年度におきましては、前年度と比較し宿泊者数が減少したものの、町の宿泊補助事業により一定の集客確保が図られました。また、ホットハウスカムロにつきましては、キャンプ場等利用者及びスキー場等利用客増加のほか、町の町制施行100周年記念補助事業「温泉手形」販売により売り上げ増加となりました。そのほか、ホテルレストランパルでの地域おこし協力隊によるカフェバー「カムロフュッテ」のオープンや、街角交流施設への「ちょうほう屋」の出店など明るい話題もありました。

しかしながら、レストラン営業については、株式会社ライズによる冬期間スキー場営業に伴うランチ売上が増加したものの、宿泊客減少と素泊まり宿泊者も増加傾向にあることなどから年間売り上げについては減少となりました。

続きまして部門ごとに述べて参りますが、今後の金額については、消費税抜きの金額となりますので、あらかじめご承知おきをお願いします。

はじめに、宿泊部門についてでございますが、昨年4月から本年3月末までの利用者数は

5,062人、利用室数2,432室、稼働率が24.6%となり、対前年度比較では利用者数で955人の減、利用室数で646室の減、客室稼働率は6.5%の減となったものの、宿泊部門の収入は3,926万6千円となり、対前年度比較181万5千円、4.8%の増となっております。

続いて、レストラン部分につきましては、売上収入が2,869万1千円となり、対前年度比較583万2千円、16.9%の減となりました。

さらに温泉部門は、ホットハウスカムロの利用者数が3万8,770人で、対前年度比較1,061人、2.8%の増となり、売り上げは909万1千円で、対前年度比較71万4千円、8.5%の増となりました。

最後に物販部門でございますが、収入総額555万4千円で対前年度比較58万1千円、11.7%の増となりました。

以上のことから、全部門の売上総額は8,260万2千円となり、対前年度比272万9千円、3.2%の減となっておりますが、会計処理上雑収入として計上されております町からの宿泊補助金400万円を加えますと8,660万2千円となり127万7千円、1.5%の増となっております。

その他の収入では、町有施設の指定管理料5,486万4千円、遊学の森関連に対し県からの指定管理料1,894万円の収入があり、指定管理料収入が全体の44.6%、総収益は1億6,561万3千円となっており、対前年度比較、608万4千円、3.8%の増となりました。

一方、費用総額は、売上原価1,649万円、販売費一般管理費1億5,698万8千円及び法人税等の諸税18万9千円を合計した1億7,365万9千円となり差し引き損益マイナス804万6千円に営業外収益609万7千円を加えました当期純損失が、194万9千円で、7期連続の赤字となり、繰越未処分損失は6,862万2千円となりました。

財務書類の貸借対照表の主な点を申し上げますと、新型コロナウイルスの影響に伴う減収分が多く運転資金を確保するため、令和2年6月に莊内銀行金山支店より「特別貸付（新型コロナウイルス関連資金3,000万円）」を無利子で借り入れし、返済を令和4年6月から行っていることから、固定負債については、1,935万8千円となり前年度から406万9千円減額し、現金及び預金を含む流動資産については、3,062万2千円と、対前年度比較460万5千円、13.1%の減となりました。

無利子借入金につきましては、令和4年から8年間で元金返済をしていく計画となっておりますが、収入確保や経営改善等の対応が急務となっており、今後の経営状況によっては、債務超過となるギリギリの見込みになっており、経営的には予断を許さない状況にあります。

令和7年度におきましては、還暦や喜寿等の人生の節目の年祝い等で、町民の方々を中心団体のお客様にも利用いただけるようリーズナブルな料金にしていることに加えて、4月からは、より利用しやすく、宿泊料金を改定したファミリールームやメゾネットルーム等の稼働率増加を目指しながら、地域の方々に愛され親しまれるよう様々な事業対応に取り組むとともに、

台湾等海外からのインバウンドの個人、団体利用による収益確保を目標としながら収益面で増収を期待しているところです。

なお、ホテルの第1四半期における宿泊人数について、5月20日現在でみてみると、1,014人となっており、対前年度比較では56人、5.8%の増となっております。

ほかにも、盛況なキャンプ場や地域おこし協力隊による「カムロヒュッテ」の営業、県内で初となる管理釣り場、乗馬体験ができる神室ヴィレッジ等と連携しながら収益確保に努めグリーンバレー神室一帯の魅力化をより図って参ります。

さらには、昨年度からスキー場は株式会社ライズによる指定管理として運営を行っておりますが、スキー場と連携した宿泊商品提供や、スキー場来場者への飲食等の充実化を図り、収益確保に努めて参りたいと考えております。

ホットハウスカムロにつきましても、現在基本設計に取り組んでいただいておりますが、その後実施設計委託を行うなかで、町民や利用者に愛される温泉施設となるよう、改築事業を進めて参ります。

以上、グリーンバレー神室一帯運営の中核を担う株式会社グリーンバレー神室振興公社は、厳しい経営状況にありますが、引き続き、職員一丸となってよりよいサービスの提供に取り組んで参りますので、ご理解とご利用をお願い申し上げ行政報告といたします。

#### ○栗田議長

はい、ありがとうございました。

#### 日程第5 一般質問

#### ○栗田議長

次に、日程第5「一般質問」を行います。

始めに、大場洋介議員の質問を許します。

大場議員

#### ○大場議員

はい。おはようございます。

まず初めに、先週末から始まりました金山町内でのイベント、多彩なイベントで、皆さんには、職員の皆さん並びに担当された関係者の皆さんには大変ご難儀されたのかなと思って、また、新緑が深まるこの時期、大変いいイベントだったのかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、私から。4番大場です。

私からは、通告しました一般質問の方、始めたいと思います。

まずははじめに、一番目にはあります、少子化対策と結婚新生活支援事業についてお伺いしたいと思います。

現在、少子高齢化人口減が急速に進む日本、厚生労働省が発表した人口動態統計によりますと、2024年に赤ちゃんが生まれた数、出生数は前年度の速報値より、3万7,643人少ない72万988人と、9年連続して過去最少を更新している事態は、今後ますます深刻さを増してくると推測されています。

当然、金山町も令和6年度の出生数は10人程度と報告を受けており、このままでも、少子化対策では将来にわたり社会保障制度維持や経済活動の社会の基盤が大きく揺らぐ危機に直面する状況と判断いたします。

これまでの人口ビジョンなどの策定状況が大きく乖離していることから、打開する有効策や取り組みを考える上で、一つ目の質問に移りたいと思います。

一つ目の、人口ビジョン策定や総合戦略の改定などの必要性と、今後の町独自の少子化対策の見解を町長に伺いたいと思います。

#### ○栗田議長

町長。

#### ○町長

それでは、ただ今の大場議員の質問に答えたいと思います。現行の第5次金山町総合発展計画は、令和3年3月に策定を行いまして、その中で人口ビジョンを定めておりますが、この人口ビジョンを策定する上で、基本となった人口推計は、平成30年に、社人研、国立社会保障・人口問題研究所ですが、社人研から公表されたものであり、その人口推計のベースになっているものは、平成27年の国勢調査ということになります。

その後、国勢調査は令和2年に行われており、それに基づいた社人研の人口推計は、令和5年に公表されておりますので、これに基づいた改定をこの度行うこととしております。

具体的には、昨年度、総合発展計画とともに人口ビジョンの改定に向けた作業を行いましたが、今年度、改定及び公表を行う予定としておりまして、6月4日のかねやま未来会議におきまして、改定案についてご審議をいただいたところであります。

また、本議会会期中に町議会の皆様にもご説明を行うとともに、今後、パブリックコメント等を行いながら、若干の修正の時間を考慮しまして、9月までには公表をいたしたいと考えております。

今後の町独自の少子化対策について でございますが、これまで結婚に対する各種支援から妊娠・出産への支援のほか、町独自に出産祝金や入学等祝い金を交付するなど、切れ目のない支援を行ってきたところであります。

また、昨年度からは男性の育児休暇取得奨励金でありますとか、子の看護等休暇取得奨励金といった、町内事業所の従業員の皆さんのが子育てをしやすい環境を推進するとともに、今年度は新たに、保育料の無償化や給食費の無償化など、教育・保育に係る金銭的な負担軽減を大幅に拡充している状況にあります。

これらの対策につきましては、早期に効果が表れるよう期待をしているところでありますが、なかなかそうもいかないところもございます。

これらの取り組みによる効果などを今後、引き続き検証しながら、今後も様々なニーズの把握に努めながら、これからの方々が子を産み育てやすい環境を整えることで、少子化を少しでも改善してまいりたいと考えているのが、今のところでございます。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。町長の答弁を受けて、やはり少子化対策は、様々な形で進んでおりますけども、少子化対策の打開策ってのは少なからず、前進することも今後期待しつつ、人口ビジョンで参考とした社人研が推測している人口減少ですか、高齢化率の高まりは、今後もまだまだ違う形で多様なニーズを満たす施策を打たない限り、将来にわたり、まだまだ永続的に続いていくものかなと思っておりますので、まだまだ違う形で更新する形で改定の方お願いしたいなと思っております。

ところで今、町長の答弁を受けましてちょっと再質問したいと思います。

令和6年度の出生数に対して、出産祝い金の実績はどうだったのか。その現実を目の当たりにし、今後どのような取り組みを検討しているのかなと思い、再質問したいと思います。

○栗田議長

健康福祉課長

○健康福祉課長

はい。ただいまご質問いただきました、出産祝い金の現状につきましては、出生数と同等に昨年の出生数が10名でしたので、その数を出産祝い金としております。

これから支援策といたしましては、現状7年度の出生予定でございますが、8年の1月上旬まで出生する予定の方、いわゆるそこまで母子手帳、現在配っている方の数ですが14名というふうになっております。

またこれから2月、3月分、もしかするとあと1名、2名増えればいいなというふうに思っていますが、昨年よりは少し増える見込みということで、現在、そういう感じで推移しております。

今後の対策ですけども、今年までは無償化して、子育ての方支援しております。加えて、出産祝い金、入学祝い金と同等にしておりますので、この現状をできるだけ長く支援していきながら、出生数の推移を見ていきたいなというふうに、現状では思っているところでございます。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。やはり昨年度、令和6年度の出生数が例年よりは少なかったのが、観面に皆さんからの話の内容でも出てきているようで、令和7年度予定の方が、先ほど説明ありました通り、こういった形で動いている上で少なからず、すぐにはそういう結果が出ないんですけど、そういった前進があるのかなと思っております。

報道でも取り上げられていましたけども、山形県の人口もやっぱり100万人を割り、社会のあり方が変わるであろうと危機感を共有し、意識を変革することが重要と示されていました。

今、やはりしっかりと対策を講じておくべきことであり、これから時代に生まれてくる子供たちや若い方、次世代にしっかりとバトンを渡すため、人口減少や少子化は、食い止める町独自の取り組みも、さらに前進するべきことかなと思っております。

そこでですけども、次の質問に移ります。

この少子化が止まらない理由には、様々な要因が考えられます。未婚化や晩婚化の進展、経済的な負担、女性の社会進出、価値観の多様などが挙げられ、これらの要因が複合的に作用し少子化が進んでいる状況です。

金山町では、出生から各種子育て支援事業などに対して切れ目のない支援や、祝い金の支給を実施していても、効果があらわれにくい現状をどう分析しているのか。過去3年間の婚姻数並びに出生数の推移、婚活支援の現状と課題を伺いたいと思います。

○栗田議長

総合政策課長

○総合政策課長

今大場議員からありました、婚姻届を確認する方法といたしまして、婚姻届の数というものがあると思いますけども、この婚姻届につきましては、夫または妻の本籍地または居住地のほか、居所や一時的滞在地にも届け出できるというふうになっております。その上で、金山町の窓口に提出された過去3年間の婚姻届の数としましては、令和4年度8件、令和5年度8件、令和6年度8件というふうになっております。

また他の自治体の窓口に提出されて、金山町に送付された婚姻届の数、これは本籍の関係だと思いますけども、金山町に送付された婚姻届の数としましては、令和4年度42件、令和5年度45件、令和6年度55件となっておりまして、窓口と送付を合わせますと、婚姻数としまして

は、令和4年度50件、令和5年度53件、令和6年度63件、3年間の合計で166件というふうになっております。

また出生数につきましては、令和4年度20名、令和5年度17名、令和6年度10名ということで、3年間で47名となっております。

ご質問にありました、切れ目のない支援ですとか、祝い金の支給を実施しても効果が出ていない現状をどのように分析しているのかという点についてですけれども、先ほど婚姻数を申し上げましたけども、このうち実際に住民票が当町にある方の件数となりますと、先ほど申し上げました、窓口に提出された件数が、それに近いものというふうに考えております。

そのため、婚姻数も多くない状況というふうにまず認識しております、結婚支援として様々な取り組みを行ってきておりますけれども、すぐに効果として現れるのが難しい状況というふうになっております。

現在の婚活支援としましては、山形県の結婚支援事業として「山形ハッピーサポートセンター」という、オール山形体制での各種支援ですとか、「やまがた縁結びたい」という、ボランティアの仲人の方による支援、結婚新生活支援事業などが行われております、それぞれ各市町村と連携した婚活支援が行われております。

また最上地域でも「最上広域婚活実行委員会」を組織しまして、様々な婚活イベントやセミナー等を行っておりますけれども、子ども家庭庁によりますアンケートでも、未婚者の7割が「具体的に何をすればいいかわからない」ですとか、「自分に自信がない」といった回答をしているとのことです。

そのため、結婚を希望する方に、これらの結婚支援、婚活支援につなげるための周知活動は今後も力を入れていく必要がありますし、自信を高めていただくセミナーなども、さらに参加しやすいものにしていくなど、関係する皆さんとよりよい婚活支援について検討を重ねていく必要があるというふうに考えております。以上です。

### ○栗田議長

大場議員。

### ○大場議員

はい。先ほど、婚活の話をさせていただきましたけども、私も最上地域の「やまがた縁結びたい」の会員として活動しております。未婚者が独身でいる理由の中に、男女とも適当な相手にまだめぐり合わないという声が多く、男性は異性とうまく付き合えないとの相談を受けております。

昨年度は、最上管内で、山形ハッピーサポートセンターに登録されている3人の方にお見合いを実施したところです。

また先月、最上総合支庁で開催されました、最上地域婚活支援者会議での各自治体の報告で

も、最上町、真室川町、鮎川村では、結婚支援員や相談員を設立、または配置し結婚を希望する方へのご縁をつなぐ事業をすでに始めている報告を受けております。

またさらに村山地域の自治体では、その事業が拡大と進んでいる状況です。今後、まだまだ県内の自治体ではこのような結婚支援や、縁結びたい、また、結婚コーディネーターとしての人員の配置が増える傾向のようです。町でもこのような取り組みが、また最上広域で開催され、婚活イベントや相談会に積極的に参加していただけるような周知や、これまで以上の行政からのアプローチ、サポートも期待しているところでございます。

2021年の第16回出生動向基本調査の独身者調査や、2023年度の県政アンケートによりますと、いずれ結婚するつもりと考える18歳から49歳の未婚者は、男女、年齢、生活のスタイルの違いを問わず減少しているようです。

また、平均希望子供数は、全年齢層で減少し、結婚したら子供を持つべきかへの支持が大幅に低下している考えを持っていると、結果をまとめております。

必ずしも結婚を望む方が、出会いと結婚、そして出産、子育てに繋がらない状況を少しでも回避する意味で次の質問に関係しますが、質問したいと思います。

国では、自治体と2分の1ずつ負担し、結婚に対しての経済的な負担を軽減することで、婚姻数を増やし、ひいては出生数を高めたいという、少子化対策の一環で始まった結婚新生活支援事業を実施しておりますけども、國の方針要件に満たされない場合は、各自治体が地域の実情に応じて、対象世帯、補助対象、補助の上限額の上乗せや縮小が可能であり、定住者だけではなく、移住者を含めた町独自の施策の考えが必要だと思います。

そこで、結婚新生活支援事業の町独自の考えを伺いたいと思います。

○栗田議長

総合政策課長

○総合政策課長

はい。今大場議員から、結婚新生活支援事業についてのご質問ありましたけれども、その前にですね大場議員から、その前にお話ありました「やまがた縁結びたい」ということで、こちらについては大場議員のお話にもありましたように、大場議員にも務めていただいておりまして、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。他の町村では、支援隊ですか、そういった取り組みもなされているということで、当町におきましても、この「やまがた縁結びたい」の皆さんのが、より活動しやすい環境を整備していくということで、検討して参りましたといふうに考えております。

それではご質問にありました、結婚新生活支援事業について でございますけれども、これは結婚する世帯を対象に、新生活のスタートアップに係る家賃や引っ越し費用等の支援を行うものといふうになっております。

これには国からの交付金の補助率が3分の2の「都道府県主導型地域連携コース」というものと、補助率が2分の1の一般コースというものがありますけれども、山形県では、より補助率の高い「都道府県主導型市町村連携コース」というものによりまして、市町村と連携して事業を行っているところであります。

具体的には、夫婦ともに29歳以下の世帯については60万円まで、それ以外の39歳以下の世帯につきましては30万円まで、その住居費用ですとか、引っ越し費用、リフォーム費用が交付されるものとなっておりまして、当町の実績としましては、令和4年度に1件、30万円の交付、令和4年度は上限が30万円となっておりましたけどもその上限の交付。令和5年度につきましては、1件、60万円の交付がなされております。

ご質問の定住者だけでなく、移住者を含めた町独自の施策の考え方についてですけれども、当町の定める要件では、金山町の住所に夫婦または夫婦のいざれかが、転居届または転入届を受理されていること、こういった方についても対象としてしておりますので、定住者だけでなく、金山に移住されている方も対象というふうになっております。

またその他市町村の独自要件というところでございましたけれども、今現在はこの独自用件というところは設けていないところですけれども、他の自治体で効果的な事例等があれば、当町におきましても参考にして参りたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

#### ○栗田議長

大場議員。

#### ○大場議員

はい。この新結婚新生活支援事業、当初の概要より、晩婚化が進んでいる状況も踏まえたうえで、この事業の対象年齢が34歳以下から39歳以下に、また所得も300万円未満から400万円未満に引き上げるなどの緩和がされましたけども、やっぱり対象とならならない年齢世帯の方も考慮し、まずは結婚してもらい、町に定住してもらうことが、事態を開する有効策ではなあと感じております。

これまでの少子化対策には何が足りないのか、町の方でも多分、四苦八苦してるのかなと思いますけども、この若い世代の暮らしや雇用形態が多様化しており、対策の一つで子供の数が増えるほど単純ではないと感じております。

支援メニューが多種多様であれば、ニーズが満たされず、あらゆる立場の人に実情に応じた施策を行う必要があるものと感じておりますので、これまでの少子化施策に加え、引き続き各諸般の取り組みを実施され、婚姻数の増加、さらには出生数の低下傾向に歯止めをかけていただければなと思ってます。晩婚化が進んでるうえで、やはり40になんしても、結婚される方がまだまだいるかと思いますので、39歳以下っていうこう限定されるのではなく、少しこう緩和した形で、町でもそういった新結婚新生活支援事業の町独自の取り組みが幅広く広がればなと思っております。

それでは次の質問に移ります。子供の数が激減しても、地域の宝として、見守り、学校、地域のバランスのとれた連携をかず上で、最上管内でも、児童や生徒数の減少を期に、小学校と中学校を一本化した学校施設の運営が目立っております。6月1日の新聞でも、少子化が加速し、地域コミュニティの拠点としてもとらえている学校が減る記事を拝見しました。学校は教育だけでなく、地域拠点のあり方も大胆に変える局面ではと感じております。

そこで、町では少子化に伴い、今後どのような学校施設の方向性、地域拠点のあり方になるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○栗田議長

教育長。

○教育長

それでははじめに、少子化の状況につきまして、小中学生の人数を申し上げます。

今年度の児童生徒数ですけども、中学校の方が、3年生40名、2年生35名、1年生37名で、合計112名でございます。

小学校の方が、6年生30名、5年生36名、4年生37名、3年生31名、2年生31名、1年生26名で、合計191名でございます。

また、今後の小学校入学予定児童ですけども、来年、令和8年度が27名、9年度14名、10年度26名、11年度21名、12年度14名、13年度10名の予定でございます。

昨年生まれた10名の子供たちが入学する令和13年度の児童生徒数ですけども、小学校が合計112名。中学校が88名となり、小中合計しても200名ということで、今年度の小中合計の303名から103名減の、3分の2の児童生徒数ということになってしまいます。

こうした状況とともに、懸念されていることといたしまして、昨年の豪雨による、金山小学校裏山の土砂崩れがございますが、その後の地すべり計設置ですとか、地質調査によりまして、危険性について緊急性はないものの、不安感は拭いきれないものがあるというふうに考えております。

こうした中で、様々な会議の中でも町民の方から小中一貫校の必要性について、質問やご意見をいただくことも多くなってまいりました。

小中一貫校には「一体型」「併設型」「分離型」がございまして、「一体型」というのは小中一貫して同じ建物や施設を共有するもの、「併設型」というのは、建物や施設の敷地が隣接しているもの、「分離型」というのは、従来の小・中学校と同じように建物や施設が離れているものという3つの分類になります。

また、「一体型」のものは校長が一人で、職員組織も一つということになります。「併設型」と「分離型」については、小中それぞれに校長を配置して、職員組織も別々というふうな

ことになります。

9年間の一貫教育を効果的に進めていくということを考えると、「一体型」が最も適していると思われます。「一体型」は現在「義務教育学校」というふうな名前で呼ばれており、最上地区3校ございます。

ここでその最上地区3校の義務教育学校についてちょっと概観してみたいと思いますけども、1年生から4年生を前期、5年生から7年生を中期、8年生から9年生を後期として3ブロック制を取り、それぞれのブロックに、教頭と教務主任を配置しています。

3つのブロック制によりまして、子供たちはそれぞれのブロックでリーダーを経験し、3回、リーダーの経験ができますし、教員にも教科担任制を導入することができますので、中学校の教員が小学校の方で授業をしたりすることで、教員も子供たちも戸惑いなく小学校から中学校の課程につないでいくことができるようになります。

それから、小学校と中学校の学校文化、それぞれ違うものがあるんですけども、その小と中の学校文化の融合が図られまして、互いの手法を理解することで9年間を通じた指導が可能となっているようです。

子供たちにとりましても、9年間同じスタイルで学び、生活できるというふうなことで、戸惑いが少なくなっているようあります。

従いまして、中1ギャップと呼ばれるものも解消されますし、いじめ・不登校の減少にもつながったりしているようです。

それから、1年生から9年生まで、毎日一緒に過ごすことによりまして、生徒指導上の問題も減少したりですか、自己肯定感が高まったり、自律心が育まれたりと、メリット非常に多いようでございます。

今後の少子化の状況を踏まえつつ、小中一貫校の取り組みのメリットを見ていきますと、方向性としては施設一体型の小中一貫校を目指すべきであるように思います。

町の財政状況や大型事業の推進状況も踏まえながら、どのように進めていくべきか検討に入るべき時期にきているのではないかというふうに考えています。

先日、東北町村教育長会が秋田県大潟村で開催されまして、参加してきたんですけれども、小中一貫教育の義務教育学校についての事例発表もございまして、その後の情報交換会の中でも様々な情報を得ることができました。

やはり、少子化の状況を踏まえた整備を進めているようありましたけれども、校舎建築にともなう補助金についても、条件によりましてかなり違いがあるようで、今後詳しく調べてみる必要性を感じて参りました。

今後、教育委員会としての考え方をまとめまして、検討委員会を設置していく方向で進めて

参りたいというふうに考えております。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。教育長の答弁を受けまして、やはり子供たちの数の減少やこういった傾向はもうすでにもう把握している状況で、先ほどありましたように、小中一貫校もそうなんんですけども、新庄市内の小中一貫教育校の方も、3校あるようですので、やはり検討時期は少なからずもう動いてもいいのかなと思っております。

本当に少なくなつてからそういうことを検討するよりは、今もうすでに検討されておいて、こういう状況であるという、方向性も見いだす上で、検討委員会の方で話されて、またさらに議論も深まればなと思っておりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

そういう学校施設の方向性、また地域のあり方、また再質問しようと思っていたところなんですけども小中一貫校として、この9年間の見通しも先ほど教育長から話していた答弁いただいて、とても子供たちのそういう事業の取り組みまた教育の学習の方向性もちょっと見いだしたのかなと思ってうれしい限りでございます。

そこでなんんですけども、この学校施設の方向性、また、施設の運用でもう一つ質問したいと思います。

熱中症対策や避難所施設として登録されている学校、施設の体育館や体育センターなどの空調設備の計画をお聞きしたいと思います。

やはり昨今夏は暑く、とても運動する時間体にも気温が上がっているという保護者からの意見もお聞きして、今後のそういう施設の空調施設の計画を伺いたいと思います。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。初めに小中学校の体育館の現状について申し上げます。

金山小学校体育館には空調設備の設置はございませんが、金山中学校体育館は平成4年の建設当時に、空調、冷房設備を設置しておりますが、電気使用量が多いために最近は使用しておりません。

教育活動で使用する際は、両校どちらも体育館内の窓を開け、換気を確保し、あわせて配備している大型扇風機の利用も行っております。

また熱中症指数計を活用し、水分補給等の休憩をとりながら活動しておりますが、活動時に室内の気温が高く、熱中症の危険が高い場合は、活動を制限するよう指導しております。

なお中学校へは、令和5年度に可搬式冷房機2台を購入し、部活動などでも活用している状況でございます。

今後の整備計画といたしましては、防災対策費の災害時対策備品購入費で、今年度速やかに可搬式冷房機2台を小学校へ導入する予定となっております。

次に、体育センターでございますが、こちらにも空調設備がございませんので、予約された方が活動する際は、体育センターの窓を開け、大型扇風機を使用して換気をし、風通しのよい状態で使用していただいております。

学校体育館と同様に、活動時に室内の気温が高く、熱中症の危険が高い場合は活動を制限する場合もございますし、さきに述べました可搬式冷房機2台を導入予定でございまして、体育センターを使用する場合に活用できるように、ただいま調整しているところでございます。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。公立小中学校の体育館における冷房設備の設置率は、2024年9月時点では22.1%と、普通教室の設置率、99.1%より格段と低く、また都会と地方での格差が大きいと言われております。

またそこでは、設置促進として、相談支援を強化しているところでありますけれども、今回可搬式、スポットクーラーなどのご検討をされているということで少なからず、使用する子供たちや保護者の方々には嬉しい対応だったなと思っております。

やはり小中学校の体育館や体育施設のエアコン設置は熱中症対策だけでなく、快適な学習環境づくりや防災の拠点としての役割など様々な観点から重要な課題でありますので、今後とも様々な形で使用する際の、また注意点や、様々な形で、皆さんへの周知お願いしたいと思っております。

とても今回のスポットクーラー、可搬式のクーラーの設置とてもありがたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。介護リスクの軽減についてお伺いします。2042年には、国内の高齢者人口がピークを迎える、特に今年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、要介護者が増加すると推測されています。介護現場では、慢性的な人材不足が課題となり、今後、団塊ジュニアの介護の負担が大きく、現役世代が働きながら家族らの介護、子育てと親の介護を同時にを行う「ダブルケア」のためには、さらなる関係機関の強化を図りながら施策を進めるべきと考えます。

また、晩婚化や晩産化傾向によって、大学生の子供を持つ親世代が50歳以上になる傾向もあ

ると考えられ、子育てと介護への費用が増えることも推測し、質問に入ります。

現役世代が直面する働きながら介護する「ビジネスケアラー」のような介護リスクに対する町独自の施策展開を町長に伺いたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、町の高齢化の現状につきましてご説明をさせていただきたいと思います。当町の65歳以上の人団ですが、平成30年9月末では1,956人、これをピークに減少し始めておりまして、本年3月31日現在の65歳以上の人口が1,888人となっております。

そのうち、75歳以上の人口につきましては、平成24年4月末の、1,165人をピークに、こちらも減少し始めており、本年3月31日現在の75歳以上の人口ですが、982人となっております。

また、高齢化率につきましてですが、65歳以上の人口は減少しているものの、65歳以上の人団減少スピードより、町全体の人口減少スピードが速いことから、年々上昇している状況にあります、本年3月31日現在で40.6%となり、はじめて40%を超える結果となっております。

これらは近隣の町村から見ると、ゆっくり目だったということは言えるかと思います。

ご質問にあります「ビジネスケアラー」につきましては、仕事を続けながら家族などを介護する働き手のことと理解しておりますが、仕事を辞めざるをえない状態や、在宅介護が難しくなる状態になるなど、働きながら介護を行う方にとりまして、非常に重要な課題であり、今後、町内の現状を把握しまして、施策を講じていく必要があると考えております。

令和4年度に実施いたしました「金山町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査」では、50歳代以下の主な介護者の割合は16.1%、主な介護者を手助けしている方の割合は、20.6%となっており、このうち、主な介護者でフルタイムまたはパートタイムで働いている方の割合は58.1%となっております。

また、このうち、何らかの形で労働時間を調整しながら働いている方は、61.1%となっておりまして、現役世代が仕事と介護を両立していくために、多くの負担を強いられる現状となっているところです。

これらに対しまして、現在当町では、地域包括支援センターや担当ケアマネージャー等が介護者の相談にのり、仕事を続けながら介護ができるよう利用可能な介護サービスを検討し、できる限り介護者の負担を軽減できるように支援をしているところであります。

また、在宅介護者が気軽に交流できる場としまして「在宅介護を運営する会」の開催や、要介護3以上の方を在宅で介護している介護者へ月1万円の「在宅介護激励金」を支給するなど、

在宅介護者への支援を行っているところです。

今後の支援策といったしましては、町内企業に対しまして、在宅介護がしやすい勤務時間や休暇取得等の労働環境の改善を目的とした補助金制度を導入し、加えて職場内におきまして、在宅介護への理解や相談ができる体制づくりの推進など、安心して介護と仕事が両立できるよう、町内企業と意見交換をする場を持ちながら、職場環境に対しまして、支援策を講じていきたいと考えております。

今後、生産年齢人口が減少し、現役世代への負担がさらに増大することが予想されますので、その状況に応じたニーズへの対応ができるよう、国・県の施策を活用しながら支援して参りたいと考えております。以上でございます。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

ありがとうございます。

やはり高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりの推進には、多様な介護サービスは重要な役割ととらえております。

また、人口減少や人手不足を補うためには、地域や産業の新たな担い手として期待されている、外国人材を積極的に受け入れる基盤となる多文化共生の地域づくりが必要とされています。

また、デジタルの技術を活用して、行政サービス、生活サービスの利便性、満足度を向上させ、幸福度の向上につなげていけるよう、介護分野におけるDXの推進もあわせてお願ひしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

すいません。

先ほど大場議員からご質問いただいた出産祝い金の件で、ちょっと回答が不十分だったもんですから、補足させてください。

令和6年度の出生数は10人でございますが、6年度に出産祝い金を配布したのは9件です。これ、どうして1件足りないかというと、年度末で里帰りされた方がいらっしゃいまして、その方1名、今年度に入ってからというふうな形になりました。

第1子が3件、30万、第2子が4件、80万、第3子が2件で60万、計170万というふうな形で、

6年度に配付した件数は9件、金額で170万ということになりますので、すいません。よろしくお願ひします。

○栗田議長

次に、須藤典夫議員の質問を許します。須藤議員。

○須藤議員

5番、須藤ですよろしくお願ひいたします。私からは、地区の課題になっている案件2つ取り上げましたので、よろしくお願ひします。

最初に地区公民館の新築、それから修繕等への補助率増額の改正はできるかということです。地区区長・公民館長連絡協議会から地区公民館の屋根改修工事費の補助費増額の要望が出されています。これは町の方にも出されているかと思います。近年は安全対策から、足場設置が必須になっていることや、諸物価高騰等もあり、工事費が高額になってきています。

また世帯数の、これ地区のですね世帯数の減少で、戸数割負担が小規模の地区では高額になる傾向にあります。

「金山町公民館施設整備費補助金交付規則」の制度設計を、やはり改正する必要があると考えるのですが、どうでしょうかという質問です。よろしくお願ひします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。ただいまご質問いただきました内容に関しましては令和6年度の区長会議でも同様の要望がございまして、教学課と区公連の役員等で話し合いを持った経緯がございます。

地区公民館への整備費補助は、「金山町公民館施設整備費補助金交付規則」に基づいて予算の範囲内で補助金を交付しております。

具体的な補助の対象は、地区公民館の新築、増改築、修繕、備品整備等であり、対象それぞれに500万円、200万円、100万円、50万円の補助限度額を設定しております。

本事業のスケジュールといたしましては、新年度予算要求編成前に、全地区対象に、翌年度の整備希望調査を行って予算に反映させ、翌年度に整備事業実施後、補助金を交付する流れとなっており、令和7年度分の希望調査を行ったところ、既存の規則内容での補助金交付に影響がないことが判明したため、昨年度中の改正は実施いたしませんでした。

4月に実施しました今年度の区長会議でも、改めて要望がございましたので、先ほど述べました内容と、今後上限額を上回る内容の事業を実施する際に、事前に相談くださいますようお願いしたところです。

併せて、教学課担当係でも改めて現段階の適正な改正内容の検討を行い、引き続き区公

連役員の方々との話し合いを継続して、制度改正に反映させていただきたいと考えております。以上です。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

はい。現在のところ区公連の方々からも要望が出されていますが、工事等の該当するような補助の対象である事業が、出されないでいるというようなお話です。

それでここで大事なのはやはり、地区のですね、戸数それから人口が減ってきてるということで、大きい地区に関しては負担が少なくて、減少率の大きいところは同じ建物を建ててもですね、個人の負担が割合が高くなつてると。ここをどうするかということが今後の改正の中で、重要なところだと思うんです。

それで当然これ、補助事業ですから、いろんな制約があるわけですけども、その人口減或いは戸数減に関しての対応というのは、改正の中に盛り込まれるのかお聞きします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。この規則の内容の改正につきましては、先ほどの答弁にもありました、上限額の変更であるとか、戸数の割合の変更であるとか、様々な考えがあると思います。本年度すでに2回の区公連の役員会を開催しております、その中でも来年度に向けて、内容を考えていきたいということをお伝えしておりますので、その役員の方々には、どういう内容にすべきかということを、事前に考えて欲しいということもお伝えしておりますので、区公連の役員会を通して、内容を改めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

はい。協議をされるということで、それはいいことだと思いますが、やはりそこに提出されるですね、町側の、その改正に向けての、先ほど私が言ったことに関してですね、やっぱり提案するものがあつていいと思うんですよ。ですから不公平感をなくすとかですね、補助金の共同性を高めていくために、その割合をですね、高くするとか、そういうふうなご提案を執行部の方に前もって準備させるということを考えておられるかと聞きたいたいです。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。先ほども答弁させていただきましたけども、地区の負担を少なくするには、上限額の変更であるとか、その戸数に応じた割合の変更であるとかということが、まずは第一に考えられると思います。事務局といたしましては、どちらも改正できればいいなというふうには思っているのですけども、それぞれの地区の整備という考え方もあると思いますので、割合に応じた、地区の負担がなるべく少なくなるような法策というものをともに考えていくべきなと思っておりますので、改めて次の役員会で、今後の役員会で提案させていただきながら考えていくべきなというふうに考えております。以上です。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

はい、分かりました。地区の負担をできるだけ少なくするということは、個人の割合も負担割合を少なくするということに繋がって欲しいわけですね。その辺ですね大きな地区とそれから小さな地区で建てる建物、或いは改修する工事費が同額の場合、やはり割合をですね、できるだけ均衡になるような改正をお願いしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次、それではですね、もう一つ地区の課題になっております案件ですが、今度8月に金山まつりが始まりますけれども、この祭りについて、お考えをお聞きしたいと思います。

2番の金山まつりの山車の作り手に職員が参加できる施策を考えるということで、質問したいと思います。金山まつりで、練り歩く山車は祭りを盛り上げるに欠かせません。山車の制作には多くの人の手がかかることですが、人手不足で困っているとのことであります。そこで「金山町人材育成・確保基本方針」これで地域との繋がりを大切する職員を、育てたいとしております。そこで「金山町職員の時差出勤に関する規定」もあります。これで、公務の運営上必要と認められる事業として、山車等のまつりに関する手伝いを勤務時間として積極的に参加をできるように促してはどうかと。こういう質問です。いかがでしょうか。

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

はい。それではただいまのご質問についてお答えいたします。金山町の伝統文化を兼ね支えます金山まつりにつきましては、八幡神社の例大祭に華を添え、五穀豊穣を祈念して行われます山車巡行が、囃子の演奏も含めまして、お盆の時期でもありますので多くの帰省客に楽しんでいただけるなど、先ほど須藤議員からもありましたように、まつり一番の盛り上がりを見せているところでございます。

また、若連の皆さんにおきましては、1ヶ月以上を要して製作するか、或いは囃子若連の皆さんも子供から年配の方まで幅広い層が参画し練習を行い、まつりに参加する中で地域への誇りや取り組んでいる者同士の一体感など、地域コミュニティ醸成の上で非常に重要な取組みと

感じますし、山車の材料の調達ですか、山車制作・囃子練習の合間、或いはまつり当日の飲食など、地域経済への効果も非常に大きいというふうには感じております。

町といたしましても、まつり活性化に向けた支援のあり方について、これまで若連はじめ、関係団体からのご意見をお聞きしながら進めており、今後も引き続き取り組んでいくことで、金山まつりを継続して実施していく必要があるものと考えております。

そこで須藤議員からのご質問、ご意見の中で、「山車製作作業を公務として時差出勤など対応できないか」ということというふうに捉えましたが、これまでの職員のまつりへの関わりにつきましては、強制的ということではなくて、各個人の意思を尊重しつつ、地域への参画を積極的に行なうような働きかけを町としても行っており、今後も同様の方針というふうに考えてございます。

確かに議員がおっしゃいますように、「金山町人材育成・確保基本方針」を目指す職員像の一つに、「町民・地域・職場の繋がりを大切にする職員」ということで、「積極的に地域に出向き、町民の声を聞き、町民等と連携・協同して課題解決につなげる職員、また職場ではチームとして結集し、コミュニケーションを図りながら、総合力を発揮する職員」というふうにございますし、当然これらを踏まえて取り組むべき公務は多々あるものと思っております。

ただ、地域活動そのものを公務というふうな位置付けにしてしまうと、本来、全体の奉仕者である我々公務員の本来業務の中で、支障をきたす場合、恐れがあつたり、或いは仮に支障をきたさないように、時間外勤務が多くなったり、或いは現行の時差出勤制度というものでは、夜間の中心となる山車の製作作業というものへの従事ということを想定していないなど、こういったもののため、なかなか公務とするということは難しいのではないかというふうに考えております。

なお、公務としてではなくて、自主的に地域との関わりを持つことは大変重要な視点でございますので、例えば、以前は3日間の夏季休暇を5日間にすることで、まつり直前の平日の製作作業ですとか当日引き回し、或いは17日の解体作業などに参加しやすい環境を整えているところでございます。

そのため、山車製作スタッフや囃子奏者の担い手不足解消につきましては、例えば、地区によつては若連以外の隣組単位でお手伝いをしているという地区もございますので、そういったことを含めながら、まつり実行委員会を中心として、各地区や若連の皆様が、その方策について具体的な事例をもとに、検討していくことが必要というふうに考えております。

町といたしましては、今後も間接的にではございますが、職員への地域活動の重要性を示し、働きかけを行なっていくとともに、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに取り組んで参りたいと考えますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。

## ○栗田議長

須藤議員。

### ○須藤議員

ご理解してくださいということで、現状のままというお答えですが、ご理解して欲しいのはこちらの方のお願いでありまして。少しね、お話をさせていただきたいと思いますが、山車を出せるの5地区かな、コロナの時には少し休みましたけど、その地区の方々がもうすでに山車のね、何ですか、製作の準備がもう始まってるかと思います。

そういうことで非常に長いスパンでその祭りが盛り上がっていくわけですが、やはりその山車の製作に関しては、これ、かなりの人出っていうか尽力が必要だというふうに聞いています。もちろんお金の面でも、かなり町から出てくるかと思いますとか、まずですね、金山まつりということで、銘打ってますので、町として今年度、このまつりに関してですね、全体、今までのまつりも含めて、金山町が今年度新しく支援するまつりの姿、こういうふうなところを協力に支援しますということとか、或いは財政的な支援ももちろんしてますけども、さらに今年度は上乗せするとかですね。

この辺のお話を、最初にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○栗田議長

産業課長。

### ○産業課長

私の方から金山まつりの支援等について回答させていただきたいと思います。

先般、第1回目のまつり実行委員会を5月28日に、役場町民ホールで開催させていただいたところでございます。

財政的な支援、町からの支援ということではありますけども、先ほどもありました、コロナを経て、生活様式であるとか変化して、近年の夏場における熱中症対策の重要度を囲みまして、山車の助成金については、前年度と同額の助成額としているところでございます。

また、昨年、人形師さんの、いろいろなトラブルがあったわけですけども、それを解消するために、5地区若連の山車製作に係る知識の向上や、人形師との円滑なコミュニケーションや関係性を構築するために、新たな事業として、研修事業として50万円を助成する予定としております。この50万円の内容ですけども、5地区、若連から数名の方を選出していただきまして、東京都内で歌舞伎を見てですね、研修をするっていう事業を今年度予定しているところでございまして、今準備を進めておりまして、秋頃に、その研修会を実施して参りたいと思っております。この間の実行委員会の雰囲気では、若連の皆さんはそれぞれやる気を持って、今年の金山まつりの対応、山車づくりに取りかかっておりますけども、一方で、やっぱ数年後のこの人材不足、担い手不足っていうところは、やはり課題となって参りますので、まつりが終わった後の実行委員会などで、その辺のお話をしていきたいと思っております。あと山車にはちょっと関係なくはなるんですけども、一方で神輿の行列の関係も、かなり氏子さんの方々も高齢化して人数が不足していることや、子供たちも少なくなっているということで、そういったとこ

ろも併せて、何かしら対応が必要になってくるものと思いますので、今後、人材不足の面で、まつりのあり方について検討させていただきたいと思います。以上です。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

そうですね、盛り上がるためにいろいろ行政の方でも今準備されているようです。この問題はかなりね、あった方、少ないより多いことがいいわけですが、やはり人材の問題ってのはこれ、なかなかですね、すぐそれができるというようなことだけじゃないと思いますので、かなり経験と、それから、熟知した作業というかな、そういうことも伴ってできてくるんだろうと思います。

この、人手不足というのを、前々からお話が出てるんですが、職員の方、これは私言ってるのは自主的に、例えば、私がね、役場の職員として、そして、ただ、うちの方ではまつりの山車っていうのは、ないわけですよね。田茂沢地区。ですから、七日町の、そういう山車製作に加わってみたいと。この関係が今だから必要だろうと思うんです。職員の方々が、ぜひねそういう、山車を作る作業工程を身につけていくということが非常に単なるそのお手伝いだけじゃなくて、ずっとそれが繋がっていくというか、或いは、その集落の方で、七日町の方でなくとも、有屋の方がそれを熟知してですね、伝えていくと、こういう関係が、将来必要になってくるかと思うんです。その先達として、やっぱり役場の職員が自主的に私やってみたいと、学んでみたいと。そこに行政としてこの制度を使って、それじやあ、集落盛り上がりの為、或いは町ために、盛り上げるためにやるんだから、時間外使ってやってみたらどうかと、こういうことは不可能な話ではないかと思うんですが、県なんかの話を取り上げれば、さくらんぼの方ですね、そういうお手伝い元職員が、出向くというような話も聞いております。

あと、この事を取り上げるヒントになっているのは、総合政策の柴田課長のヒントなんですよ。番楽でしたよね。課長すごくてね。なんていうんですか。口上というか、演舞やるんですね。これ、こういうスタイルだなというふうに思ったのが私の最初の質問のヒントなんですけど、やっぱり役場の職員が地域の事業にきちんと加わって、その役割をですね、申し訳ないですがここでちょっとこう静かな方ですけども、始まるところがいいんですよ。

そういうことが、これから、役場の方々も、やはり職場の仕事だけじゃなくて、祭りとか、町の行事とかに関係するようなことを、積極的に参加していくということが、とても大事じゃないかと思います。

そのためにまずちょっとプッシュをね、町の方で、そういう、ただ、ただね、協力したらどうかということじゃなくて、支援策として、この制度を使ったらいかがと、こういうお話なんですよ。

この節は、それまでいろんな制度的な課題があるかと思いますし、整理しなきゃならないと

思いますけども、ちょっとね総合政策の課長から、そういう行事に参加しているね、その意気込みっていうかその関係っていうか、そこちょっとお聞きしたいなと思うんです。いかがですか。仕事とかまた全然人間が変わってしまうというか、そんな感じがしているのです。

○栗田議長

総合政策課長。

○総合政策課長

はい。すいません。そのように評価をいただきましてありがとうございます。

私、今お話をありましたように番楽、ということでさせていただいてますけども、これは自分の地区に昔から伝わってるものということで、子供の頃からしてきたもので、それを続けているというようなところであります。ただこれを続けていく、番楽の方でも、後継者不足というようなものが問題になっておりまして、これを解決する一つの方法としてはまだ稻沢ではできてませんけれども他の地区の方も参加をしていただくとか、そういった形で広げていくことで、伝承をさせていくというようなそういった団体もあるようですので、そういった形で、そういった興味のある方やる気のある方が、そういった参加を、活動参加をしていくということは、必要なことかなというふうに考えております。

ただ、これが町の今現在の勤務的な制度にきちんと繋がるかどうかというのはまたちょっと課題があるかと思いますので、そういったところも検討が必要かなというふうに考えております。以上でございます。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

とりあえずですね、5地区の祭りの山車に止まらずですね、いろいろ職員の方々が、やはり参加できるようなことが、地区にとってそういう行事の主催する方々にとって非常に励みになるかと思いますので、ぜひですね役場の職員たちも若い人たち、ファイトがある方々そろってますので、そういうところに出向いて、自らですね、いるような環境をできたら、町の方で、やはりそれをちょっとね、よしそれじゃあ、こういう制度で頑張ってみると、いうようなことも考えて欲しいということをお願いしまして、この質問は、今年度はもちろん無理だと思いますので、ぜひですね、その辺の整備をしていただいて、今後に期待しておりますので、よろしくお願ひして終わります。以上です。

○栗田議長

一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

11時26分 休憩

---

---

13時00分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、寒河江宏一議員の質問を許します。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。4番寒河江でございます。私からはですね、通行しております町道の維持管理と、町が管理する河川公園の2点についてお伺いしたいと思います。

最初に、町道の維持管理について伺いますが、毎年のように町道の維持管理が大変多くなつてきてね、大変だと感じております。

しかし、維持管理を計画的に行ってこそ、道路が維持され、住んでよかったですと思われるまちづくりに繋がっていくと考えております。

さて、道路の舗装の方法には、何種類かあるとお聞きしております。

また、町全体の町道の舗装の維持管理については重要ですが、その計画は行っていると思いますけども、このたびは、半たわみ性舗装についてお伺いしたいと思います。

また、それでは、最初にですね、町では、役場を中心とした町中に12路線、1,612メートルの町道に、普通の舗装ではなく、半たわみ性の舗装を採用した理由について最初に伺いますが、なかなか聞きなれない半たわみ性の舗装に、という言葉でございますので、できればですね、簡単にどういうものかっていうものを触れていただいて、回答いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

それでは、ご質問の半たわみ性舗装を採用した経緯と工法などについてお答えいたします。

寒河江議員のおっしゃいますとおり、町内的一部路線、内町、七日町、十日町の町道12路線、また、国道13号歩道部、県道小勝金山線歩道部におきまして一般的なアスファルト舗装ではなく、半たわみ性舗装を採用してございます。この半たわみ性舗装は、通常のアスファルト舗装と比べた場合に、表面を洗い出すことによって、内部の骨材が表面に露出して、昔ながらの道、砂利道風の雰囲気を醸し出すことができまして、金山の町並みや風景への調和を目的として採用したものでございます。

なお、工法につきましては、アスファルトの空隙、空気の隙間に特殊セメントミルクを浸透させて、アスファルトのたわみ性とコンクリートの剛性、強度を兼ね備えた高品質舗装となるものです。性能の高さに加えて、表面をショットブラスト仕上げ、磨き上げることで、表面の白色セメントミルクを洗い出しまして、内部の粗骨材を表面に露出させ、砂利道風の温かい雰囲気を醸し出すことが可能な工法でございます。

町がそのような方針決定をした経緯といたしまして、30年前になりますけども、平成7年度に「金山町くらしのみちづくり推進会議」という会議を発足しております、メンバーといたしましては、故岸宏一元町長を会長といたしまして、委員は町議会常任委員長から2名、景観審議会の先生方、国、県の道路関係機関、区公連や商工会、女性団体などの代表から構成されておりまして、当時でありますけども、金山町青年団体連絡協議会会长でございました、寒河江議員にもご参加いただいているところでございます。

その会議により策定されました「くらしのみちづくり計画」におきまして、金山町の風景に調和した道路として、面的にも質の高い空間を創出するという基本方針のもとに、路線箇所や、半たわみ性舗装などの具体的な舗装パターンの指導指定等についても、正式に位置付けをいたしましたことから、町といたしましてそれを採用したものと存じております。

また、平成8年以降町内各地におきまして、公共下水道の敷設事業が開始されたこともあり、管路敷設時に開削した箇所の舗装復旧を、この半たわみ性舗装にて施工したものであり、平成9年度から13年度までの間に、効率的かつ経済的に事業を進められたものと考えてございます。

金山町の街並み景観形成におきましては、半たわみ性舗装の路線を含めた「町の風景に調和したみち」というところも評価を受けているところでございます。

今後もできる限り、維持管理に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

#### ○栗田議長

寒河江議員。

#### ○寒河江議員

はい。課長の方から今答弁ありまして、平成7年、くらしの道づくりということで、ちょっと私もその時になってたっていうこと私も今びっくりしたとおりですけども、そこでですねこの景観に配慮した道づくりだということで、この方法についても、ショットブラスト保護工法ということで、それとあわせて、平成8年以降の下水道工事に合わせてその整備を行ったということをございました。

そうしますと平成9年から13年の5カ年で行ったわけです。半たわみ性舗装の整備をした道路が、もう今年で28年を迎えると、経過したと。大変傷んでいる状況でありますが、今後の修繕工事に関しての計画をしているのか、お伺いしたいと思います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

寒河江議員のおっしゃるとおり、損傷がひどく著しくなってきているところもございます。今や金山町の街並み景観を構成する重要な要素となってございます。半たわみ性舗装路線でございますので、すべての路線を通常のアスファルト舗装に戻すというようなことは難しいと考えておりますけども、経年劣化や損傷の顕著なところから、計画的に補修を進めて参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

今課長の方から、なかなか戻すのは難しいとして、計画的にしていきたいということでございますけども、この計画的に、そういうのは簡単なんですけども、今の時点ですね、やはり大変傷んでいるという状況もありますので、この半たわみ性舗装の整備した路線の今後の維持管理方法をどのような管理方法をしていくのか、ということでお伺いしたいと思いますが、それはなぜかといいますとですね、道路が、例えば、石畳になってるとすれば、もう浮いてる状況になります。石も、小学校の通りもそうですけども、割れてる状況、カタカタと石が動く状況がありますし、先ほど須藤議員からもお聞きしましたけども、マルコの蔵の通りもそうです。うん。そして、よく私も一番通る道なんんですけども、ちょうど中道線といいまして、町長の車庫のある辺りを、そういうそなんんですけども、その辺のこの石がひどくてですね、それが石が飛ぶと、飛んで家にもぶつかってくると。その時に人がいたら、人にぶつかったらどうするんです。誰が責任をとる、この人が取るのかというありますし、また、高齢者の方々が、大変不便にしておりますけども、その町道の維持管理方法についてですね、具体的にお伺いしたいと思います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

町道の維持管理方法につきましては、目視を中心に行っています。

特に損傷がひどい場合には、事業者によりまして、穴埋めやパッチングなどを行っている状況でございまして、しかしながら半たわみ性舗装は、なかなかその部分補修というのは、目立つてしまいますが、石が飛ぶような状況になっておりますのでなかなか進んでいない状況となってございますので、今後は、そういった部分に注意いたしまして、その修繕に努めて参りたいと思っているところでございます。以上でございます。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

そうしますとですね、やはり役場の方々も、その道路通って感じないのかなというのは、危険だなという思いも、やっぱり感じてもらいたいと思っています。

そこでですね、この修繕するにあたって、この工事を、例えばアスファルトにするよりもまた半たわみ性に直すにしても、この坪単価というか、平米単価ですか、1平米あたりの工事費っていうのは、やはりなかなか穴埋めしても、或いはまたすぐ同じになってるんですね。景観、景観と言っても、小学校の入口のあたりもします。逆に、景観にそぐわないといいますか、景観にあったとすればちゃんとまた元に戻さないと私は駄目だと思ってるんですけども、その辺も含めて、工事費っていう感じで、工事費に関してどのぐらいかかるのか、お伺いしたいと思います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

それではただいまのご質問にお答えいたします。工事費の単価といたしまして、参考になるのは、一般的なアスファルト舗装とを比較した場合がわかりやすいと思いますのでこちらをご紹介いたします。この単価ですけども、一般的にはその工事、改修する場合は、切断してそいうった破碎の積み込みや運搬など、その後区画線引いたりして、かかる工事ですけども、今回の単価出させていただくのは、舗装工のみの単価をお示ししたいと思います。

一般的なアスファルト舗装工だと、1平米当たり3,636円、概算でございます。半たわみ性舗装になりますと、1平米当たり1万588円程度になる見込みでございまして、普通のアスファルト舗装よりも約2.9倍の工賃がかかる予定でございます。以上でございます。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。今課長の方から、舗装だと、3,633円で、かかると。でも、また同じく半たわみ性に直すと、1万588円。そのぐらいかかるということで、やはりなかなかまた戻すというのは大変だと思います。

この道路に関しても、この舗装ですね。半たわみ性っていうのは、本当に雪国に合っているのかということが、原点だと思うんです。私たち雪国に住む者にとって、このたわみ性あることによって、石もそうです、滑るってこともありますし、夏場ですと高齢者の方々が、足が悪い人が押して歩くわけですから、半たわみ性のあれ、ありますと、引っかかって、もう石と石の間も減ってきてるし、これは大変危険だと。

そしてまた、交差点交差点って途中にピンコロの石が埋まってるんですね。それ逆に滑らないためにしてると提起してますけども、やっぱり舗装にとっても、修繕するにも沈んでいるところもあるんですよ。それを修繕するのはもう石を抜いてまた埋めて、また石を戻すということになるわけなんで、大変経費がかかる状況にあると思うんですけども、やはりこの今後についてですね、やはりこれはやっぱり考えていかなければならない。そして高齢者も増えてきてますので、その辺も含めましてですね、なかなか担当課から、その答えをというのはなかなか難しい話でございますけども、町長から、その辺の感じてる部分を、思いをちょっとお話ししていただければありがたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。工法的には、先ほど単価のお話もありましたが、それによりますとやっぱり一般的なアスファルト舗装の方が、まず格段に安いというような状況があるようでございますけれども、先ほど課長からその経緯といいますか導入した経緯なんかもございます。

そういうことを考えますと、やっぱり一概に全部一般的なアスファルト舗装いうのも、やっぱりこの町の景観を考えた場合には、やはりこう、何かこうもの足りないというところは確かにあります。それで、さっき12路線がありますけれども、その中で、逆にちょっと絞り込むといいますか。そういうことで、その12路線全部が今までやるべきかというところについて、再度吟味をしたいと思いますんで、もうちょっとこうやっぱりこう、12路線のうち、そうでなくともいいんじゃないかというところが、やっぱり再度点検というかそのあと、景観上の役割といいますか、そういうもののを見定めて、全部が全部たわみ性のもので維持修繕をしていくということに全部こだわるということではなくて、まずはもう一度その12路線のうちの、その状況、機能或いは景観との具合、そこら辺で、もう少し絞り込んだ形で場合によってはその、あまりそうでなくてもいいんじゃないかっていうところもちょっともしかすると出てくると思いますので、そこら辺はもしかすると一般的なアスファルト舗装というようなことも考えていきながら、再度12路線について、改めて点検、吟味をして、その上でちょっと方向性を定めていきたいと思います。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。ありがとうございます。

やはり景観は景観として、守るべき路線は路線としてはいいと思うんです。そこをちゃんとした整備をしていくと。やっぱり生活道路として、やっぱり生活に関してやっぱりそこはそぐわないものはそぐわないもので、やはりこう直していくと。やっぱり一般的な舗装にしていくというのも、やっぱり私はいい方法だと思うんです。

今、先ほど言った路線についても、ドーザーでずっと行っていますけども、なかなかやはり平らにならないし、石も入れば、浮いてる石もあるんで、大変だと思うんですね。ぜひその辺を考えていただきたいと思いますけども。先ほど私が質問した中で、この舗装というのは本当にたわみ性ってのは本当に雪国に合ってるのかっていうの、基本ですよね。うん。本当にこれは維持管理するにしても、耐用年数的に考えても、本当に守るべき先ほど言いましたけども、町長が言ってる、この路線を絞って、これはいいと思うんですけども、その辺をやっぱり、担当課としてはどのように、舗装に関してどういうふうに考えているのか。本当に合ってる方法なのか、普通の舗装の方がやっぱり維持管理もしやすいしとはそうだと思うんで、そこら辺をちょっと、のことでお願いします。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長。

半たわみ性舗装ですけども、先ほどもちょっと触れましたけども、アスファルト製の剛性を兼ね備えた高品質な舗装となっておりますので、強さに関しましては、十分強いと思います。

ただ、経年28年から24年も経過してございますので、今のような状況、石が浮いている状況となってございますので、もうちょっと早い段階で、修繕計画がなされていればよかったですなどいうことも感じてございます。

それと先ほど寒河江議員よりありました、ピンコロの話ですけども、道路の半たわみの間隔5メーターほどに敷き詰められている石ですけども、その役割ですけども、半たわみ舗装にあるピンコロは天然石でできた目地切りでございまして、アスファルトやコンクリートの収縮や膨張がひび割れないように、あらかじめ切れ目を持ったものでございまして、このピンコロにつきましても、くらしの道づくり計画書に、詳しく天然石のピンコロで目地切りすることで、町並みに合った、町の回遊性などに配慮して、一貫したデザインでこちらを導入したものでございます。

なお、このピンコロが凸凹してるんですけども、こちらはちょっと歩きにくいということもあるんですけども、デザイン性はそうなんんですけども、あれを敷き詰めることによりまして、車の減速なども促している意味合いもございますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

なかなか雪国に関しても、やはりこの石畳というのはこの下に水が入れば、冬凍ってまた浮いて割れるという状況にあります。ピンコロの石についても、よく交差点の付近にあのぐらいに幅広く欲しいのかなという部分もあります。

ですので、その辺も含めまして、こんなこと言うとうまくないので、課長のあたりもそうで

すし、そのあたりも、この坂の部分もそうですし、石だらけになってますんでね。やっぱり交差点の国道に出るところも、ピンコロなってますけども、あのぐらいはいらないんじゃないかなと思いますし、やっぱりその辺を、雪国にあったような形の、あそこを今度、ピンコロの石のところ、高齢者が乳母車っていうか、押して歩くけど、押して歩けますか、やっぱり生活でできますかって考えた場合にどうなのかなと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思いますし、この先ほど言った路線ですけども、ちょうど中道線に関しても、そっから県道を、秋ノ宮線でますけども、その部分に関しては、まるっきり舗装に変えてるところあるんですね。うん。そう。やっぱり適さないからここも直していくことになる。半たわみ性からこう直してることもあるんです。

だからこそ、その辺を見極めて、やっぱり今回、先ほど町長が申し上げましたけれども、答弁いただきましたけども、やっぱりこれが検討すべきで、やはり今町としても、財政的にも体力があるときに、やっぱり直すところは直していかないと、やっぱりできなくなるという部分もありますので、ぜひ、ご検討いただいて、ぜひ検討というのもぜひ進めていただきたいと。

やっぱり、先ほど答弁の中でもなかつたのが、やっぱり石がはじけて人に当たった場合、やはり、町の木に関してもそうですね。冬、雪が車の上に落ちた場合、町の木の場合、町で補償しなければならない。

この石があのぐらいあって、何もしなかった場合に、石が飛んで、人掛けがした場合、誰が補償するんですか。そこら辺もやっぱり、全然答弁なってませんでしたので、改めてそこだけ答弁お願いします。

#### ○栗田議長

町長。

#### ○町長

ただいま寒河江議員の方から、たわみ性のところでやっぱり部分部分で石がこう出てきて飛ぶケースなどもあるということのお話ですが、やっぱり安全性というのは最優先すべきことありますから、現場の今の状況で、やっぱり危ないところがどういうところになってるのか再度、確認した上で、そこはやっぱり対処をまずしていきたいと思います。飛ばないようにというところをまずは、一番最初、点検を早速していって、大きい修繕とかなんかにつきましては、先ほど申し上げた通り、場合によってはそういう路線を改めて見直すというようなところも出てくるかもしれません、今の具体的にそのたわみ性の道路で、安全性が損なわれる可能性が今のところ出てきてるというところについては、早急に点検をした上で、その対処をまずはやっていきたいと思います。

#### ○栗田議長

寒河江議員。

#### ○寒河江議員

はい。ぜひお願いしたいと思います。そして、やはりこの高齢者の方々も、やはり若い方々もそうですけども、住みやすいまちづくりに進めていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次にですね、2番目の質問に入りますが、町が管理する河川公園についてでございます。今回は特にですね、金山川の河川公園について伺いたいと思います。県河川なので、県の許可を得て、金山川河川公園が平成6年から平成10年にかけて、5ヵ年計画で整備をした金山河川公園が27年を迎える。27年になりました。

町でもその後、整備その後にですね、遊具を置いたり、植栽したり、様々整備を行ってきましたが、現在の状況を見ると、修繕すべき時期に来ていると感じております。

町が管理する河川公園の修繕計画及び管理計画について、県が計画をしているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

それでは、町が管理する金山川河川公園の修繕計画及び管理計画についてお答えいたします。初めに、寒河江議員からありましたとおり、金山川河川公園の整備概要について申し上げますと、自然と触れ合える身近な親水空間として、また、ミニゴルフ場や3on3バスケットボールコート、グラウンドゴルフやターゲットボードゴルフなど、スポーツ活動の拠点として多目的に利用できるよう、整備がなされた施設でございます。

また、地区行事や漁業組合の魚のつかみ取りイベントなどでも活用されておりまして、まちづくり活動や交流の場として、多くの町民からご利用をいただいております。

整備期間につきましては、平成6年度より、山形県が中心となり整備がなされ、平成10年度に完成した延長956.5m、面積2万8,629m<sup>2</sup>の公園であります。整備当時の事業費といしましては、山形県が3億4,900万円。町が1,300万円を負担し、合計3億6,200万円となってございます。

当公園の修繕、維持管理につきましては、平成11年3月31日に県と町との間で「金山川周辺環境施設に関する維持管理協定」を締結しており、施設の清掃美化、保守点検、修繕及び芝生・花木の補植等に関する業務を町が担うこととしており、施設の管理に関する業務についても、町が負担することになっておりますので、本協定に基づき、計画的に修繕及び管理を実施してございます。

さて、修繕及び管理に関する実施状況でございますけども、初めに修繕業務に関して申し上げますと、現在、大規模修繕の予定はございませんが、適宜点検を実施し、状況に応じた必要な修繕を実施しているところでございます。

近年における主な工事・修繕内容といたしましては、平成27年度に金山中学校体育館脇と、平成30年度、国道13号、金山橋下の箇所において、老朽化による桁等の破損に伴う木橋の更新工事。また、平成30年には、公園内に降りる丸太で土留めした階段の更新工事、平成30年度には、男子トイレの便器洋式化工事、令和元年度には、女子トイレの便器洋式化工事、同じく令和元年度に遊歩道の舗装工事を実施しております。

そのほかサイクルランドの木橋の補修や、砂の補填及び樹木の剪定など、状況に応じた修繕等を適宜実施しております。

最近におきましては、サイクルランドの木橋の腐食が相当進んでいるということで、修繕不可能となりましたので、山形県と協議いたしまして、6月4日に撤去してございます。

次に管理業務に関しましては、危険箇所等を把握するための点検といたしまして、雪解け後と、学生の夏休みの前の年2回、新庄警察署金山駐在所と、最上広域消防署金山支署、最上総合支庁河川砂防課並びに町の環境整備課が合同で点検を実施している状況でございます。

その他、月2回から4回ほど、河川公園のトイレの清掃、環境整備課で実施しておりますけれども、そのタイミングで施設の点検を行っております、できるだけ早めの修繕が必要な箇所があれば、早めの対応となるよう努めているところでございます。

また通年の維持管理作業といたしまして、公園維持管理業務の受託事業者によりまして、雪囲いの設置・撤去及び芝生の草刈作業を行っております、安全で快適な公園利用がなされるよう、年間を通して計画的に実施しております。

今後も利用者が安全かつ快適に公園を利用できる環境の提供と、憩いの場、地域コミュニティの交流の場としての役割が果たせるよう、河川公園の適正管理に努めて参りますので、ご理解とご指導をお願いいたします。以上でございます。

#### ○栗田議長

寒河江議員。

#### ○寒河江議員

はい。今、課長の方から、整備について、今後の修繕計画、そして管理計画について答弁いただきました。

いや、遊具を増やしたとか、やっぱりゴルフの練習するところなんか本当に画期的だったと思うんですけども、それも1回直してると思うんですけども、そして先ほど、改めてこのパンフレットを見ると、やっぱり美しい親水空間、金山川河川公園ということで、人と人が触れ合える、自然と触れ合える場所なんだということでございました。先ほど6月4日に、砂場がありまして、その一本橋、自転車乗れるところあるんですけども、県と協議して撤去した、こういうお話を聞きしました。その後あそこはもう草だらけで、すごい状況になっていますけども、その後やっぱりこう活用できるように、やっぱり検討していただきたいと思います。

それとですね、河川公園に整備しました、3 on 3のバスケットコートありまして、バスケットの半面のコートなんんですけども、そこによく中学生とか小学生が、バスケットボールをつきながら家の前も通って行くんですけども、それを見ると、やっぱり子供たちに聞くと、やっぱりコートがもうひどい状況にある。やっぱりボールもつけない状況にあると。

そしてまた、このバスケットのルールが2011年に変わったそうなんですけども、それに新ルールのバスケットのラインも全然昔のまま、10何年前のままになっているということで、子供たちから話を聞いたところなんですけども、その辺も含めましてですね、ここ、バスケットの方は一番ひどいかなという、子供たちが結構行くんで、少子化の中でやっぱり、ボールつきながらいくとちょっとなんか見ていると楽しそうな感じするんですけども、ぜひそういう活用する場所をぜひ、舗装をちゃんと直せばできると思うので、親水型の水がたまらないような舗装になってるみたいでしたので、その辺をぜひ検討していただきたいという子供たちからの要望なんですけども、その辺はどうですか。ちょっとお答えをもらいたいんですけども。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。ただいまございました3 on 3のバスケットボールコート、そこも舗装が穴空いてたりしたものですから、実はその木橋を6月4日に撤去させていただいたんですけどもその前日に、その舗装部分は補修してございます。ただその新ルールに変わったってことはちょっと私もわからなかつたもんですから、今、昔のままになってございますけども、その辺につきましても、県との協議が必要かどうかちょっと不明でございますが、県と相談させていただきまして、対応させていただきたいと思います。

またサイクルランドの木橋の後、そのまま現在なっておるんですけども、その辺の管理につきましても、今後どうするか、県ともまた話し合いまして、できるだけその管理をしやすいよう形で努めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

今課長からありましたけども、穴を埋めたと言いますけども、あそこちょっとひどいなっていうのは、うん。絆創膏みたいなもんであれだと。やはり、ちょっと穴を埋めただけで、何もね、その辺もこれから考えてみると、そんなにかかるないような気もするんです。うん。同じ方向で埋めればね。うん。だから、やっぱりそこは車も入るわけでもないし、いや、やっぱりバスケットのボールつくくらいなものなんで、それにしても、やはりぜひ、そこら辺を見据えて、見据えてといいますか、考えていただいて、やっぱり直すべきではないかなと思います。それに関しても、大した費用かからないと私は思うのですが。

そして、ちょっとしたことがやはり、子供達にとってもやっぱり、町としてこう考えてくれてるんだという、やっぱりこの思いがくると思うんです。それを含めまして、私からは、最後になりますけども、この町が管理する河川公園のこの遊具に関して、バスケットとか、やっぱり砂場のところも、河川清掃のときは、やはりあそこの草むしりをするのが、七日町の方々もほとんど来ないので、その辺をやっぱりそのままでは駄目だと思うんで、その辺も含めて、考えていただくことをお願いしたいと思うんですけども。

最後に、町長から一言お願ひしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。それで課長の方から、例えばバスケットのコートのところの穴の空いた部分はちょっと補修したという話がありますが、ちょっと再度そのバスケットをする上で支障のない状態にまで回復しているかどうか、ちょっと私も大変恐縮です、存じ上げてない状態なので、そこら辺が、その穴ぼこを直しただけではちょっとということであれば、やっぱりもうちょっと手入れを、やっぱり遊べる、楽しめるというレベルまではもっていく、そしてあと、先ほどありましたがライン引きの関係も、新しいルールっていうようなところに合わせたことをせっかくですから、一緒にやっていきたいと思います。

あとその他、河川公園やっぱり広いところでありますから、部分部分で傷みの激しいところ、そうでもないところってあると思いますが、傷みの激しいところについては、やはり計画的に直していくというような考え方でこれからもやっていきたいと思います。もう一度全般的に、今何ていうか、部分的にお話のあったところは当然、再確認いたしますが、あと全体的にこう皆見まして、劣化が激しいところについては、再度それをどうするか、県と協議が必要な部分もあるのかもしれませんので、そこら辺も協議をしながら、とにかくせっかくの公園ですから、河川公園なので、安全で、そして楽しめるというところに、できるだけ戻していくということは当然必要だと思いますので、そういう取り計らいをしていきたいと思います。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。ありがとうございます。私もですね、公園のトイレになんか行きますと、やっぱり綺麗になってます。ちゃんと管理しているなという思いもありますし、ぜひ今回ですと、グランドゴルフの方々があそこで集まって、練習をしたりね、今は朝、今朝は、消防の方々が操法の練習をやっております。やはり、集まる場所をやっぱり、そういう場所が安心安全で使えるような形にぜひしていただきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。

○栗田議長

はい。それでは次に、星川智子議員の質問を許します。星川議員。

○星川議員

はい、8番星川です。よろしくお願ひいたします。私からはまず最初に、地域消費の取り組みはということで質問させていただきます。

今年4月27日、プレミアム付き商品券が販売されました。これ随分長い間、販売、年2回ずつ、春と秋に販売されていると思うんですけども、これあの、何年も継続してきて、私マンネリ化っていうふうに書いたんですけども、何年も消化事業のように、今回も商工会に要望されたからこれ予算をつけて、これ執行しているというふうな、消化事業のような慣例になつていなかということで、質問させていただいたんですけども、これ販売されて今回も瞬く間に売り切れまして、商工会からも要望されますし、販売されたみすぎ券販売された全額が間違いなく金山町に落ちるということで、これ全くなんですかね、反論私がする余地もないようないい事業なんですけども、これ何年も継続してきましたんで、これまでの総括ということで、お伺いしたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。星川議員のプレミアム商品券の発行事業の総括ということで回答させていただきたいと思います。

令和7年度についてはご承知の通り、プレミアム分が購入金額の20%で、春と秋で合わせて総額6,600万円分の商品券が町内取扱加盟店で使用されることになっています。

なおプレミアム商品券が使用できる取扱店は101店舗となっております。この事業の目的としては、物価高騰や少子高齢化による商圈人口の縮小により低迷している地域経済の消費喚起につなげ、小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化を図ることを目的として実施しております。

星川議員も先ほどおっしゃったとおり、4月27日の販売分につきましては、販売開始1時間で、整理券配布終了となり、町民の皆様のニーズが非常に高いと感じているところでございます。

秋分、10月を予定しておりますが冬季間の灯油購入に活用したいという方が多く、例年、春よりも購入希望が高くなっています。

このようなことから、今年度予算については昨年度よりも事務費を含めて82万円の増額で予算措置しているところでございます。

町民のニーズが依然として高いことから商工業活性化対策事業としては、事業目的を達

成できているものと考えており、町内消費には大きく寄与しているものととらえているところであります。

町は20%をプレミアム分及び事務費を負担することにより、120%の商品券利用総額となりますことから、地域内消費が促進される効果は大きく、地域内消費や経済対策としては、多くの自治体が取り組んでいる有効な手法として総括いたしているところであります。なお今後も事業継続をしていきたいと考えております。

また先ほども星川議員からありましたように、次年度の当初予算編成に係る意見交換会などにおいて、もがみ北部商工会金山支部からも、継続の要望を強くいただいているところであります。最上管内の自治体においても、多くの団体が実施している状況ともなっているところでございます。

町内においては、それらの商品券利用としましてはホームセンター、給油スタンド及びコンビニエンスストアにおいて活用が集中しているところは否めないところでもありますが、各種の商品や商店や飲食店などにおいても、それなりの活用はされておりますので、事業実施主体となります、もがみ北部商工会金山支部には、利用していただくよい機会ととらえ、取り組んでいただければと考えているところでございます。

最後になりますが、町といたしましても、地域経済の活性化や消費促進に寄与する商品券をより購入いただけるように、PRなどに力を入れ、町民の方々や町内取扱店と連携を図りながら、プレミアム商品券発行事業について実施して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いします。以上になります。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

はい。今回の4月27日に販売されたプレミアム付き商品券が1時間で完売したということで、町民ニーズが高いということは、これ見て、わかると思いますけれども、商工会の方に聞いてみると、購入者が固定化している。利用店も先ほど言ったんですけれども、固定化している。これクレームもそんなにない、クレームはないと思います。来ても、買えなかった。欲しいけど買えなかったというようなクレームしかないと思うんですよ。欲しい人は、その商品券が欲しい人は、プレミアムが付いて購入できるわけですし、いらない人はもう何にも、その販売自体にあまり、興味がない。そういうことで、クレームなんかこない。購入者とか、利用者が固定化して、現金に余裕がある人が、やはり買っているんじゃないかっていうようなことは聞いたんですね。

コロナのときに生活応援券というのを配りましたけれども、これになりますと、ちょっとやっぱり利用店が変わってきますよね。割と町の商店、大型、ホームセンターとか、給油のほかに、こう、色々町の小さい商店がやっぱり利用するところが多くなっているので、やっぱり普

段買わない人が、そういうところで、ビッグスリーみたいな以外のところで使ってるんじやないかなあというふうに思います。

それは執行部の意図するところであるのかどうか、購入者が固定化、利用店が固定化していることが、執行部が意図しているのがこれは商工会の自体の問題でもあるとは、課題でもあると思うんですよ。JAさんとか、ホームセンターとかやっぱり商工会に加入して、金山町商工会に加入していないですから、そういうところでたくさん使われて、何て言うんですかね、そういうところで使えるから買ってるというところもあるので、そこが私の言ってるマンネリ化していないかっていうところなんですけれども、このあたりは、どうでしょうか。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。プレミアム商品券先ほども申し上げましたが、20%を町で、財政的な支出をしながら、それに対して120%のお金が町内で回るっていうメリットを考えれば負担を少なくして、効果は大きいのかなという整理はしてるところです。

あと利用、購入される方と商店が固定されてるっていうのは確かにあるかとは思われますけども、ただ町としては、プレミアム商品券販売しますっていうお知らせは全町民に対してしていますので、それに乗っていただけるか、それとも買わないでしまうかっていうのは、それは町民の判断になってるのかなと思います。

あとは先ほど申し上げましたホームセンター、スタンド、コンビニにどうしてもこう集中してしまうというところにつきましては、ぜひ商工会、今、小規模商店におかれましても、魅力ある商店、店づくりっていうところに少し力を入れていただいて、利用者をふやしていただく努力をしていただければという思いもございます。

商工会としても事業実施主体として実施されておりますので、例えばですけども、プレミアム商品券販売された時はちょっとしたキャンペーンをするとかといったことが今、なかなかありませんのでそういう企画を何とかお願いしていきたいとも考えているところです。

あとコロナ禍において、生活応援商品券ということで、全世帯に1万円相当の商品券を配ったこともございます。

次の質問でも回答させていただきますけども、国で今年も多分国の補正予算等を検討されて、もうその補正予算が発出されれば、全世帯の生活応援商品券の配布事業っていうのが、やっぱこの物価高騰の中で一番有効な策と考えておりますので、その事業化も検討して参りたいと思っております。以上です。

○栗田議長

星川議員。

## ○星川議員

はい。そうですね商店に課題があるというのも、本当に本当のところです。

それが商工会が要望してるのは何回も言いますけど、それは本当のことですし、それ執行部が答えてくださって、これを事業化してくださっているので、執行部の意図するところであれば、もうこの事業は続けて継続してお願いしたいということなんですが、先ほど庄司課長からありましたように商店の魅力化、やっぱりこれが別の事業で、小規模事業者補助金っていうのを、何年かやっていただいているんですけども、これが本当にプレミアム商品券がなければ、もうこれにもう特化していただきたいぐらい商店にはありがたい、その事業ですので、こちらの方も、何とか、継続して、来年度もどうかよろしくお願ひしたいと思います。

次になんすけれども、先ほどの続きで、みすぎちゃんの500円券。これを商工会のスタンプ会が発行していたんですけども、これ継続できなくなつて廃止になったということで、私もボランティアでその報償としていただいたことあるんですけども、みすぎ券を、ある程度の金額を報償としていただきました。

これみすぎ券でもらったから、どうしても町の中で消費しなくちゃいけませんので、何か自分の欲しいものとか、それこそコンビニでアイス買ったりとか、あったんですけども、これ廃止になったので、今度現金でお渡しするっていうことになるんですよね。もうお祝い、入学とか出産とか、そういうのいろいろあると思うんですけども。商工会に聞いたら、ほとんど利用しているほぼがその町、ということで、聞いてましたので、かなりの金額、使っていただいたのかなと。

でも、使える商店101店舗って言ってましたけれども、店舗さんたちが、換金手数料を払いたくないと。普通はね払わなきやいけないんですけども払いたくないと。払うんだったらもううちでは使えませんよみたいな、加盟しませんよみたいなことになっているので、先ほどのプレミアム付き商品券でも、町が関係手数料負担することになりますし、500円券の場合はスタンプ会が負担することになってるということで、立ち行かなくなつたっていうことだと思うんですけども、これ私もいろいろ考えて、何かいい方法ないかなというふうに考えたんですけども、私はこうできるようなやり方じゃないですかというふうにも投げかけたんですが私もね、ご提案したいんですけどいろいろ考えましたが、あんまり思い浮かばなかつたです。

ちょっとDXというかデジタル関係の人になんとそないうことを相談したら、やっぱりメンテナンスとか、そのシステムを作ることにすごくお金がかかって本末転倒だつていうことで、何が一番安いかなというふうに聞いたらやっぱり、アナログなこう何回も使える紙みつた、そういうのが一番やっぱり安いんじゃないですかみたいな感じで言われたので、何かいい方法はないですかというふうにちょっと投げかけてみました。お願ひします。

## ○栗田議長

産業課長。

## ○産業課長

はい。星川議員のご質問に回答させていただきます。

町の報償費及び、お祝い金などの商品券利用に関して、令和6年度に町が町民の方に対して、みすぎちゃん商品券で贈呈させていただいたものが、決算見込みで603万1千円となっております。

星川議員のおっしゃるとおり、町内消費の配慮や町の商工業活性化対策としても、とても有効であると考えております。もがみ北部商工会スタンプ会の事情により、廃止の申し出があつた際には、商品券発行を継続できるように、町として要請してきたところでもあります。

さらに、町としてはもがみ北部商工会金山支部に対して、みすぎちゃん商品券発行事業と、加えて金山まつりのさらなる活性化を図るために、実行委員会業務の充実、町内の新たな雇用の創出の3つを強化することを目的に、事務員1人分程度の補助金増額を検討する町の支援策を提案いたしたところでもございます。そういう商品券発行事業の維持をお願いした経緯もございます。

しかしながら、もがみ北部商工会金山支部への事務員の増員では解決できない、システム的な問題や最上地域他市町村でも、こういった商品券については取りやめしている傾向があるなどという理由から、申し出を受けていただけない状況となったところでございます。

また、町独自で商品券発行に伴う運用も検討したところですが、換金事務を担う金融機関との調整や、新たなデジタル商品券導入などを検討して参りましたが、1千万円程度の商品券発行に対し、毎年経費が500万円程度を要することも判明いたしましたため、令和7年度より町からの報償費やお祝い金にかかる商品券配布に関しては取り止めを行い、現金支給で対応いたしているところであります。

近年は、新型コロナウイルス感染症や、燃料及び物価高騰対策などにより、国から地方創生臨時交付金を活用した「生活応援商品券発行事業」を実施していることや、令和7年度において政府では補正予算発動の検討もされているようですので、全町民を対象とした商品券発行事業などにより町内消費を高めるとともに、燃料や物価高騰に苦慮している町民支援や町内消費については、優先度を上げて対応して参りたいと考えているところであります。

最後になりますが、星川議員の質問にあります、町内消費できるシステムや方法などについて、商品券発行規模が小規模でコスト面で懸念されるところではありますが、先進自治体の取組内容を研究し、時間を少し要するかもしれません、もがみ北部商工会金山支部などと協議を進めながら、有効策を模索して参ります。以上になります。

## ○栗田議長

星川議員。

## ○星川議員

はい。603万円ほど、町の方がそういう報償費、お祝い金に商品券を利用していただいているということで、これがなるべく町内で消費されるように、何とか本当にその自治体とか、いろいろ例がありましたら、研究して、構築していただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

では次の質問です。フラワーコネクション事業の3年目となりました。改善センター他、4箇所に植栽をして、昨年の秋には各家庭にバラを配布する事業も行ってきましたが、3年目はどう進めていくのか。そして、これからフラワーコネクション事業を使って、町の何かイベントなんかしていくのか、どういうふうな展開を考えているのか伺います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。それでは星川議員のご質問にお答えいたします。

フラワーコネクション事業につきましては、町制施行100周年記念事業として、職員提案のあった事業でありますと、令和5年度より県内在住の著名なガーデナーであります青木真理子氏にコーディネイトを依頼しまして、金山町の風景に調和した多年草の植栽・管理を行ってきた事業でございます。

また、議員からもございましたが、令和6年度はそれらの事業に加えまして、町制施行100周年の記念事業といたしまして、記念品のミニバラ、チュチュ・オプティマを各区長さん方からのご協力をいただきまして、全戸配布させていただいたところでございます。

そして何より、星川議員もご参加いただきしておりますが、植栽箇所の日頃の水やりや草取りなどの作業を町民ボランティアグループの皆様よりご協力をいただいておりますことにつきましては、町民活動として普及・啓発していただいている取り組みというところも併せて、改めて深く感謝を申し上げ、今後ともご協力を賜りたいと存じております。

さて3年目となる令和7年度につきましては、青木先生のコーディネイトが2～3年をかけてイメージ通りの植栽を完成させるというコンセプトでありますことから、この3年目となる年の手入れが特に重要ととらえておりまして、これまで植栽を進めて参りました4箇所、中央公民館前緑地、大堰公園休憩所前緑地、金山亭さん脇の花壇、金山中学校玄関前の花壇の補植やメンテナンスを中心に実施する予定となってございます。

さらには、著名な青木先生の作品が完成期を迎えるというところも改めてPRをさせていただき、集客にも繋げていきたいところですし、青木先生と町民ボランティアの皆さんとの協力作業・時節に併せたミニイベントとして、今年度はカットバッグ後のドライフラワー教室なども計画してまいりたいと考えてございます。

今後、令和8年度以降でありますけども、100周年植栽された記念植栽であるという想いを

大切にしまして、末永く町内外の皆様に楽しんでいただけるよう、適切な維持管理を継続していくとともに、将来的にはこういった多年草の落ち着いた雰囲気の植栽が、町民ボランティアの皆様の活動や、株分けなどを通じて町内への広がりとして見えてくることも期待しているところでございます。

町といたしましては、これまで以上にPRに努めながら、本事業の活動につきまして、街並み景観に調和した新たな要素として、また観光資源のひとつとなるよう、継続した取り組みを行ってまいりますので、議員の皆さまをはじめとした町民の皆さまより、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

今朝ですね担当の柴田魁星さんから、LINEが、グループラインにきまして、ボランティアの、今月にも青木先生いらっしゃって、一緒にメンテナンス作業をしますというふうに連絡がきました。

青木先生、インスタチャンネルというか持ってまして。私もフォローしてるんですけども、インスタ上がってて、そういうのもボランティアで、ずっと金山町のなんというんですかね、そういう植栽の風景出せたらなあって思ってるので、今度集まりがあったら提案してみたいなとは思ってるんですけど、何せ手間っていうかねそういうまめな人じゃないとできないもんですから、誰か若い人とかメンバーにね、加わってくれたら、何かいいなみたいな感じで思ってました。

去年、秋だったか区長さんたちが視察で青木先生のガーデンに視察行ってくださって、すごく青木先生喜んでまして、私たちのボランティアグループはまだ行ってないのね。区長さんたちがすごいすぐ反応して、視察に行ってくれたことが私はもうすごくうれしくて、金山も、あんなすごい先生の庭にはならないでしょうけど、そういうのを発信していけたら、マニアの方には絶対にど真ん中にくると思いますんで、やっぱり何と言ってもやっぱり発信かなあっていうふうに思ってまして、私もオープンガーデンとか蔵王のオープンガーデンとかいったことがあるんですけども、やっぱり癒されますね。

町長もウォーキングとかしてると思うんですけども、その途中にやっぱり綺麗な植栽があったら、すごく気持ちがいいんじゃないかなあというふうに思います。観光資源の一つっていうことで課長も言ってましたので、そういうことを何とか展開していくならあと。去年いたいたいバラも、私も玄関先に出してるんですけどまだ花が咲いてないんですが、つぼみがいっぱい持ってて、そういうのも、ちょっとこう、何かこう通り沿いに、山崎の人が出してるようになんならもらったバラとか出せないのかなあというふうに思ったりします。

ゆくゆくは、オープンガーデンみたいな、何かと一緒に合体させてもいいんで、花好きな人

はすごく多いと思うんで、草むしりは嫌いだけど花は好きだと思って、柴田魁星さんもすごく一生懸命通りがかると花壇の中に入っちゃがんで一生懸命草むしりして、綺麗に保つように努力してくださっているということで、秋に何かカットバックみたいなことも考えているようですけれども、青木先生のお庭にね、ちょっとツアーミたいなのも組んでもらえると。ちょっともう少し、何て言うんですかね。興味が持つ人が増えたりする事業もやってもらいたいなっていうふうに思います。

これ3年目ということで、もう終わりっていうことでいいんですか。これから。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。星川議員にはボランティアを通じてたくさんの情報発信していただきましてありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり植栽に関しましては、今の4ヶ所ですね。それで一段落して、あとは維持管理、情報発信をしていきたいと思ってございます。

なお今、星川議員よりご提案いただきました、ツアーを組んでみたりですとか、あとインスタでもっと発信してみるような事業につきましても、これ今後検討させていただきますので、どうぞ今後ともご支援、ご助言いただきたいと思います。ありがとうございます。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

はい。わかりました。私もできる限り協力したいと思いますので、こちらこそよろしくお願ひいたします。

はい。それでは最後の質問です。

ちょっとこれ、大きい声で言ってもいいのかわかりませんけども、金山町のパワハラの対処はということで、ないことが前提でちょっと質問しているんですけども、一番最初にこれ、パワハラあるのかないのか聞いていいですか。お願いします。

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

はい。今のところ、パワハラの事例はありません。

○栗田議長

星川議員。

## ○星川議員

はい。よかったです。

最近ですね、新聞、テレビ、メディアで、自治体、実は会社とかいうよりも自治体の方がちょっと目立ってね、あって近隣でも金山町関係してた案件もありましたので、これも処分も出でますし、金山町でもし今ないということなんで、もしあった場合はどういった対処していくのか。

やっぱり亡くなった方とかもやっぱり出てきてますんでね、案件に1人ずつぐらいは亡くなつて。だからメディアに取り上げられてるのかもわかりませんけれども、そういう金山町の対処はどうなのかちょっと心配ですので、伺いたいと思います。

## ○栗田議長

総務課長。

## ○総務課長

はい。それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、パワハラがあった場合というご質問ではあったんですが、まず前談としまして、パワハラがあった場合というよりも防止について少し対策もありますので、そちらから若干説明をさせていただきます。

当町では、職員が安心して働くことができる職場環境の確保を重要な課題と捉えまして、パワハラのみならずですが、ハラスメントの防止と迅速な対応に努めているところでございます。

まずは、そのうないろいろなハラスメント全般の対応につきましてでございますけども、令和4年12月に策定しております「金山町ハラスメント防止要綱」に基づきまして、ハラスメントの防止及び排除の措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置、これらに関し必要な事項を定めているところでございます。

その中で、まずは「防止」に関する具体的な取り組みといたしましては、令和5年11月21日に職員向けに「ハラスメント研修」を実施いたしまして、主にパワハラ、セクハラ、マタハラなどに関する知識を深めていただくとともに、ハラスメントに影響しやすい「怒り」のコントロール方法、アンガーマネジメントというものを学ぶことができました。

また、県の職員研修所主催のハラスメント研修を管理職や課長補佐職が受講いたしまして、理解を深め、職場内で見逃さない、或いは、自ら起こさないといった意識の醸成を図っているところでございます。

ハラスメントに関する研修は1回受けければ終わりというものではなくて、日々の自分自身の言動を振り返るためにも、或いは特に部下を持つ職員は定期的に受講する必要があると考えております。

さらには、今年に入って5月12日の課長会議で「職場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの強化について」という文書を、通知を発出して、次の5つについて周知しているところです。

- 1点目は 相手の立場を尊重すること
- 2点目は 何がハラスメント行為なのかを認識しそれを避けること
- 3点目は 相互理解や信頼関係によりオープン・フラットな組織を目指すこと
- 4点目は 定期的な研修の受講
- 5点目は 相談窓口の積極的な活用

以上でございます。

また、パワハラとは異なりますが、いわゆる「カスハラ」と言われております「カスタマー ハラスメント」この研修会も5月20日に、会計年度任用職員も含めて行っております。

続きまして、実際にパワハラ事案が生じた場合の対処についてですが、先ほど申し上げましたハラスメント防止要綱に基づき、まずは窓口を設置し、相談員による迅速な事実確認を開始するということとなってございます。

相談につきましては当事者本人からだけではなくて、上司や同僚といった第三者からでも受け付けするということにしておりまして、電話、あるいは面談、メール、そういった、相談の方法、手段は問わないことになっています。

なおその窓口には、私総務課長をはじめ、産業医、保健師、職員労働組合推薦の職員など複数の相談員が配置されておりまして、これら連携して調査にあたり、相談内容や調査結果は、所定の様式に基づき記録されまして、相談者の意向を尊重しつつ、関係者が必要に応じて第三者からも事情聴取し、丁寧かつ公平に対応を進めるものとなります。

その後、調査結果は町長に報告され、状況に応じて、加害者の謝罪、或いは勤務環境の見直し、精神的な支援、更には懲戒処分や人事配置の見直し、こういった対応を講じ、また、同様の事案が再び起こらぬよう、必要に応じて職場内の注意喚起や研修を実施することとしております。

特に、留意すべきこととしましては、相談された方が不利益を被ることのないよう、調査・対応に関与した職員には守秘義務を課し、プライバシーの保護について徹底しているといった点です。

このように、当町ではパワハラを決して見過ごさず、速やかにかつ丁寧に対応できる体制を整え、職場の健全性を守るために、全庁一丸となって取り組んでおりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

## ○栗田議長

星川議員。

### ○星川議員

町長が町長になられた時、職場環境の、風通しのいい職場環境ということで、みんなが気持ちよく仕事ができるようにということで、立候補してくださったというふうなこともありますし、今までそういうこと、そのパワハラがないというのは、そういう予防策とか、町長の背中を見てるというのもあると思いますが、本当にもしパワハラが起こった場合、相談が本当に総務課長に来た場合、本当に現職にその一番の何ていうんですかね問題点が、情報の漏えいといふんですかね、一番そこだと思いますので、そこをしっかりとし、対処していただきたいと思いますけれども、その相談来られた時はすぐに町長の耳に入るようになるんでしょうか。

### ○栗田議長

総務課長。

### ○総務課長

はい。まずは相談を受けた職員と、その相談された方の間で、本人の意向もありますのでどのように、どこまで報告するのかというのを決めさせていただきます。

先ほどパワハラはありませんということを申し上げましたが、パワハラとして認定されたものはないということで、そういう類の相談というのは、いろいろあるわけです。

そういう事例相談があった際には、もちろん町長に必要なものは報告をさせていただいておりますし、ご本人の意向に沿った対応というのをさせていただいているところでございます。

### ○栗田議長

星川議員。

### ○星川議員

はい。これ本当に総務課長の肩にかかっていると思いますので、どうぞ対処の方、よろしくお願いして、質問を終わります。

### ○栗田議長

ここで会議の途中ですが、午後2時40分まで休憩します。

14時19分 休憩

---

14時40分 再開

---

### ○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、五十嵐優一議員の質問を許します。五十嵐議員。

## ○五十嵐議員

2番、五十嵐です。よろしくお願いします。

通告書により、一般質問を、1番目の質問になります。質問事項は、人口減少に対応したまちづくりについて。

最初の質問内容、1番目は、自治会、地区組織の再編等対策ということで、4月末現在、町の人口は4,646人、世帯数1,686世帯。当然、人口減少対策は、特別に推進もされてますし、これからも強化しなければならないものだと思ってますが、並行して、この人口が少なくなっているものに対応した取り組みっていうのも必要じゃないかなと。

そこで、地区交付金の支援等の推進はどうか、地区活動の支援等についての質問となります。具体的に申しますと、この3月定例会の予算特別委員会において、地区交付金の総額支援や今後の計画ってことで質問しました。それに対し、地区応援割りについては、それぞれの地区区長からありがたいという声を多くいただいた。地区割り3万円、世帯割800円、7年度の当初予算も同じような算出で予算化したと。そのあと交付金全体を含めて、様々な意見を受けとめながら検討していく、という回答があったので、これに関する質問。併せてまちづくりノートや、主要施策事業概要の金山清い心のまち創造事業、これは金山未来会議や、金山版知恵袋委員会、或いは働き世代による町民会議視察研修等を、このまちづくりに関したもののが含まれてましたので、その点を含めての質問としたいと思います。

## ○栗田議長

総務課長。

## ○総務課長

はい。それでは私の方から、回答いたします。

議員からご質問の中にありますように、各地区では町によります「地区交付金の交付等に関する規則に基づく交付金」を活用しながら、各地区が独自性を發揮し、様々な事業や活動に取り組んで、或いは行政への協力をいただきながら、地区運営に取り組んでいただいているところでございます。

また、地区交付金以外にも、例えば、総務課では、年2回開催の区長会議や、或いは各地区で開催するまちづくりフォーラム。また、議会としても意見交換会を行いながら、常に町や議会との連携を図り、様々なご意見やご提案をいただきながら進めているところでございます。

更には、教学課の方では、公民館活動や社会教育施設の充実の観点から、先ほど須藤議員の回答でも触れておりますが、地区公民館の新築、改修等に対する支援、或いは公民館大会の開催による地域活性化の推進、また職員提案事業として行われています地域単位でのイベントなど活性化や地域振興に繋がる事業を対象に、1つの地域30万円の支援、このようなものがございます。

また、総合政策課の方では、これまで長年行っております宝くじの売り上げを財源とするコミュニティ助成事業、健康福祉課では、みんなの居場所づくり事業による地域コミュニティの活性化支援、環境整備課では、建設資機材支給事業、或いは生活道路整備事業費補助金等の美化活動事業、いわゆるマイクアップロード推進事業、このような、生活環境改善への支援など、各課挙げて、様々なきめ細やかな支援策を講じているところでございます。

ただ、現実としては少子高齢化や人口・世帯数の減少が進んでおり、町全体の課題でもありますし各地域では、役員の担い手、ひいては地区の存続について切実な課題として捉えているものと認識してございます。

さらに、各地区の皆さんから寄せられておりますご意見として、町がお願いしております行政事務取扱者の選任が困難だったり、区長さんが兼任せざるを得ない、或いは各投票所に配置しなければならない管理者や立会人の人選が難しい、このような声があります。

また、先ほど議員からありましたように、地区交付金の見直しに関することも含めまして、まずは今年度の地区交付金につきましては例年同様の内容で予算を確保しておりますが、そういった課題も含め、町としましては、ただいまの全地区対象にアンケートを実施し、その結果がまとまり次第、6月下旬には、それぞれ5つの地域ごとに意見交換を行いながら、今後の行政事務取扱者や地区内での役員のあり方、投票所のあり方などを検討して参りたいと考えておりますし、その中でのご意見を踏まえて来年度に向けての地区交付金のあり方こういったものも含め、検討していく必要があるというふうに考えてございます。まずは以上でございます。

#### ○栗田議長

総合政策課長。

#### ○総合政策課長

はい。ただいま五十嵐議員から金山清い心のまち創造事業についてご質問がありましたのでお答えをいたします。

主要施策事業概要にもありますように今年度、各種会議等予定しておりますけれども、まず金山未来会議につきましては、先ほど大場議員の回答にも、質問にも回答させていただきましたけれども、6月4日に開催をいたしまして、この内容につきましては第5次総合発展計画の一部改定ですか、補助事業等の評価について、各団体等から推薦された委員の皆様からご意見を伺ったところでございます。

今後のこの改定に向けて、作業を進めているところでございます。

また金山版知恵袋委員会というような形で、主要施策事業概要には載せておりましたけれども、これにつきましては当初県の会議を参考に、知恵袋委員会というふうにしておりましたけれども、もう少し対象を広げて年齢の高い方だけでなく、広く様々な町民の方から意見をいただくような内容ということで今現在検討を進めているところでございます。以上でございます。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

はい。今、地区交付金に関しては、今年度中に推進っていうような形で、ちょっとここで気になってたのが、地区の中で、免除、経費免除っていう方が若干増えてるんじゃないかな。その点も含めて、地区交付金に算出していただきたいと、そういう視点も含まれてました。

あと清い心の町、これはこれから質問する、担い手の育成に関連したとてもいい事業、と思って、これを含めて質問して、合わせての質問で、地区組織の再編対策。具体的に言うと、金山の歩みということで、今の31地区行政組織、これ1969年、昭和44年にできてました。

町の人口のピーク、これは1950年、昭和25年の1万299人というふうに、金山の歩みの方に書いてありましたし、直近のまちのすがたで見ますと、地区別の人口世帯数で最小地区、これ人口22人になって、世帯数9世帯で50人未満の地区、7地区ありました。

年齢別人口っての、隣にグラフされてまして、担い手不足の観点から、大変危惧される点が多いんじゃないかなということで、これらについての質問です。お願ひします。

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

はい。まず始めの方に各地区で免除、減免地区経費でございますがそういった方も増えていると思うと、いうことでございます。ちょっとこの辺を実際地区交付金に加味できるかどうかというものは、ちょっと今後いろいろ精査が必要かなと思います。

ちょっと私も内町地区で会計をやってまして、実態内町も同じでございまして、内町といたしましては、苦渋の決断で、地区経費をちょっと来年度、8年度から上げるような方法を、今回の総会で決定をさせていただいたところでもございます。

やはり、地区の運営は厳しくなっているというのは実感しております。

地区組織の再編対策についてでございますが、現31地区、1969年、昭和44年でございますが、いわゆる町の地区交付金もちょうどそのときから始まってございまして、これまで長く、町の行政区として、いろいろご支援をしながら、ともに地区運営をやっていただいております。

今31地区の中では、やはり先ほどありましたように、すごく人数の少ない地区があります。

その辺については、ただいまアンケートをとらせていただいておりますが、その中で実際、いろんな町の行政事務取扱者の選任は難しいですとか、各投票所の投票立ち会い人の選任が難しいという現実の声というのが出てきておりますので、まずは、今の時点では、31地区、一応は5つの地域という、有屋、中田、東郷、西郷、金山に5つの地域があるわけですが、いずれ

それにまとめましょうというところの具体的な話にはまだなっていないんですけども、今回のアンケートの内容等も踏まえまして、そういう声がやはり出てくるようでしたら今後に向けて、そういったことを具体的に検討する必要も、もしかするとあるかもしれません。

まずは今回、アンケート調査内容を精査して、今後に向けていろいろ検討が必要かなというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

はい。何地区にするとかっていうのは、まだ早いと思ってます。当然今スタートしたという観点から、当然執行部側の認識というのは確認しました。総務文教常任委員会で、川西町の「きらりよしじまネットワーク」に研修に行ってます。

そこはすでに地区単位でいろんなNPOにして、今、行政やってる先進的なところですので、この質問に大変参考になるんじゃないかなと思って、質問しました。

続いて(2)、これ地震に強い地盤、この部分も含めて、質問します。県では、人口割り込んだという記事もありましたし、人口減少の展開として、移住定住策していると。一つだけくらすべ山形、ここからの増加傾向で、一定の成果を出してるという記事を見つけました。

その後、高畠町。これ、国土交通省からコンソーシアムなモデル的なところに入れました。

これ最上総合支庁、新庄、鮭川のコンソーシアム、これについても同じですし、高畠は宣言式まで行っているという記事でした。

その関連で、国交省の、資料を見てみると、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数に関心があった。

これ、人数とかそういうのがかかってなかつたんで、二地域居住等実施はしていないけども、3割の人は関心あるという、そういう国交省の資料がありました。

そこで、この二地域居住というものに対してどういうふうに取り組んでいくのかという質問です。

あと地震に関しては、気象庁のデータで、1919年から、金山の観測点では242回、地震があったそうです。震度4が2件、震度3が10件。あとは震度2と1、みんなが金山は地盤強いよねって言ってるところで、ちょっとそのデータを作ったらどうだ。東京商工リサーチっていうところの調査で約2024年に、他都道府県に本社とか、本社機能を移転した企業が1万6,271社、前年度比で18.7%と、どんどん伸びている。当然自分たちの周りには、被災あった方から、或いは復旧の途中ということで、個人的にどんどん雇用というのはなかなか、心情的に言いにくいくらいですが、この地盤のかたさっていうところを、企業向けに何かアピールすることはできな

いか。この2つ合わせての質問となります。

○栗田議長

総合政策課長。

○総合政策課長

はい。まず移住定住対策というところですけれども、これまで移住定住対策としましては、山形県におきまして、若者世帯・子育て世帯移住支援金ですとか、食の支援、それから賃貸住宅の家賃補助といった、そういう制度がありまして、このほか東京圏から山形県内の中小企業等に就職した場合は移住支援金、そういう制度も県の方で行っておりますけれども、また県内市町村による都内での移住フェアには、当町でも積極的に参加をしておるということで、こういった県の制度も活用しながら、お知らせしながら、移住を、町でも推進をしているということになります。

また当町におきましては、空き家バンクですか住宅リフォーム制度、それから地域おこし協力隊といった様々な施策を含め、広く移住・定住対策と位置付けまして、そういうものを行うとともに、職員のプロジェクトチームにおきましても「人口減少カーブの緩和」というテーマで検討をいただいております。

五十嵐議員からありました、二地域居住というところ先ほど高畠町の事例等ありましたけれども、この二地域居住につきましては、都市部と地方部等、今住んでるところとは別のところにも生活拠点を持つライフスタイルというところですけれども、昨年5月には、この二地域居住を推進するための「広域的地域活性化基盤整備法」というものが改正されまして、二地域居住の環境を整えるための各種交付金なども拡大をしてきておるところでございます。

この中で、先ほど五十嵐議員からもありましたように、最上管内、新庄市、鮭川村でも、法人等と連携して空き家活用に取り組む、そういう取り組みをしている自治体もありますので、それらの取り組みも参考にして参りたいというふうに考えております。

また現在国の方では「地方創生2.0」ということで、これも最近新聞報道が出ておりますけれども、関係人口の更なる拡大を目指して「ふるさと住民登録制度」というものを創設することしております。これはスマートフォンのアプリなどから好きな市町村を選んで「ふるさと住民」として登録を行うもので、住民に近いサービスを受けられたり、その市町村のボランティア活動に参加してもらうなどの取り組みが想定をされております。将来的には地域の担い手確保にも繋がる可能性があるものというふうに考えられますので、それら国の動きも注視しながら、関係人口の拡大を図って参りたいというふうに考えております。

次に地震等、災害に強いという点のアピールについてですけれども、地震につきましては周辺の自治体に比べて、金山町は震度が1程度低い傾向にあります、そのようなこともあってか、過去に発生した地震の震度の大きさを見てみると、やはり山形県内においては当町は震度が小さく、地震が観測される回数についても、少ない方にあるようです。

また気象警報、大雨等の気象警報におきましても、大雪警報については地域の特性上、県内でもやはり金山町は多い方ではありますけれども、大雨警報ですとか洪水警報の回数などは、県内でも少ないほうにあるようです。

ただ、しかしながら今年1月に政府の地震調査委員会が発表しました「地震発生確率」におきましては、国内で地震発生確率が最も高い「Sランク」の活断層32ヶ所に、山形盆地断層帯北部と新庄盆地断層帯東部の2つが入り、それらの地震の際には当町においても、震度6程度の地震が想定されるということもありまして、決して安心できる状況にはないものというふうに考えております。

また風水害につきましても、今後も増加が予想される線状降水帯などが当町を直撃した、直接襲った場合は、大きな被害が生じることも予想されます。

そのため、これら地震や風水害に関する面を、移住・定住のアピールポイントとして行うということには、慎重にならざるをえませんけれども、皆さんの関心が高い部分でもあると思いますので、それらのリスクの説明とともに、耐震性の確保された住宅ですとかハザードマップで浸水想定区域から離れているところなどは比較的安全であることなどの説明も行っていくことが大切と思われます。

また今後も、防災資器材の整備を進めて、地域の防災訓練もしっかりと行っていくなど、移住を希望される方の不安材料を減らしていくことも必要と考えておるところでございます。

以上です。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

はい。回答とあわせて、施策の推進強化をする必要があるのかなと思います。

2番目の質問です。中央公民館大会、公民館大会、或いは公民館活動、これ一括してちょっと質問します。

99年の歩み、これに、昭和33年の4月に第1回、金山町公民館大会が開催されました。

当時の岸英一町長は「立場の垣根を外し、みんなが自由に発言でき、各々の才や工夫を集める場としていきたい」というふうに、広報で紹介されたのが、99年の歩みのピックアップと掲載されました。

3月の予算特別委員会、公民館生涯学習推進大会講師謝礼の、大会の内容と方向性っていう質問をしてます。

本年度は100周年ということもあります、ごめんなさい。令和6年度のことですね、2人の講師及び開催させていただいた。令和7年度の公民館大会のあり方は、内容を明らかに考えて改正

する予定という回答でした。

このあり方に関しては、ある団体等で2回ほど集まっているという話も聞いています。当然これ、事務局である町の方も、るべき姿、方向性、ちゃんと示しながら進めていただければな。

あと、公民館活動に関してですが、公民館大会に関しては、まちづくりノート、今年度の町づくりノートには、従来やってるようなスタイルで概要が説明されてますので、うん。方向打っていくのかなと、今のところ。

公民館活動に関しては、区長公民館連絡協議会、地域づくりとか地区活動の核となる町議会の活動を支援する。という点と、地域盛り上げマルシェの開催地域、地区に対して補助を行う予定ですというふうな内容が含まれてましたので、その点、あわせて質問となります。

#### ○栗田議長

教学課長

#### ○教学課長

はい。ただいま五十嵐議員からもありました通り、まず初めに大会についてですけれども、昭和33年から開催しております公民館大会は、公民館活動及び生涯学習におけるそれぞれの時代背景に沿ったテーマで開催し、地域づくりや文化・スポーツ活動の振興などに大きく寄与してまいりました。

近年は人口減少に伴う地域の担い手不足や、人と人との繋がりの希薄化など、様々な課題が増えたこと、さらに、新型コロナウイルスの影響により、地域づくりを含む生活に大きな変化をもたらしたことから、これまで築き上げてきた伝統と成果を尊重しつつ、すべての人が活躍できる地域づくりを目指して、全町民の学びの場の提供と創意と英知を結集するための場としております。

また「地域の自治力を高め、活発な公民館活動への住民自治」「一人一人ができる事を認識し、支え合いながら自律する町づくり」「人間性豊かな自己実現と郷土を愛する心を育み、健康で活力に満ちた人生を送るための生涯学習」「地域づくりに関心を持ち、将来にわたって金山が誇る地区自治を次世代に引き継ぐ活動」の推進などを大会宣言に掲げて、参加者で確認を行っております。

令和元年度までは、共通テーマや独自テーマにより、各地域公民館大会を実施してから臨んでおりましたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大予防のために集会・会合の開催自粛が呼びかけられ、地域公民館大会が終了してからは、各地域では実施しておりません。

最近の区長会議等で公民館大会や公民館活動、コミュニティ活動のあり方、今後の計画を問う内容の質問等がありまして、その際に「区公連役員会で確認していく」旨の回答しておりますし、公民館活動につきましては、今年度より設置された「公民館係」におきまして、その重

要性や取り組む内容の再確認を図っているところでございます。

昨年度の公民館大会は、町制施行100周年事業として、著名な講師を招き記念講演として開催いたしましたが、今年度の開催に向けては大会開催趣旨を踏まえ、全区長に大会実施内容のアンケート調査を行いました。

6月2日に、2回目の区公連役員会を開催しまして、今年度はテーマの選定を行った上で、各地域ごとに現状や課題を話し合い、その上で公民館大会時に情報共有を図ることを確認しております。

続いて各地区公民館活動の支援につきましては、「公民館施設整備費補助金」を除いては、用具の貸し出しや昨年度から地域単位で実施しております「地域モリアゲマルシェ」の活動支援として30万円を上限とし、西郷地域、有屋地域、明安地域の3地域に補助金を交付しているところでございまして、今年度もすでに数件の問い合わせを受けております。

その他地区活動の活性化を目的に、令和5年度から地区交付金へ「地区応援割」を新たに加えておりまして、各地区で有効にご活用いただいているとも伺っております。

今後も地区からの相談や問い合わせなどには積極的に関わり、活動の支援を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○栗田議長

五十嵐議員。

#### ○五十嵐議員

まちづくり、いろんな面で繋がっていく施策です。推進の強化、これも必要かなと思います。

これも総務文教常任委員会なんですが、確か新潟県で全国の公民館大会、中央公民館大会、開かれております。その辺も含めて、聖籠町でまちづくりするような研修に計画してますので、これをまたこのテーマに参考にしていきたいなと。

最後になります。時間10分ほどですので、まとめて質問させていただきます。町で毎年作っている、ごみ処理実施計画の一般廃棄物処理の発生量と処理量、これは実績、計画対比、水位傾向要因と、現状の取り組み方策の成果、今やってる成果で、これからというふうにしていくのか新たなところも含めて。2点目は環境対策で、これは地球温暖化の関連なんですね。うちではゼロカーボン宣言とか、他の自治体と比較しても、いろいろやっているのが見えておりますし、ただ実際に、施策を実施してるところも見てると思ってるんですが、目標に対して若干下がってるところもあり、これに対しては、先の目標ですので、だんだん集まつてくると、この数値的なところが達成までいくのかなあと思っておりますんで、その辺も含めて、質問とします。

#### ○栗田議長

環境整備課長。

## ○環境整備課長

はい。それでは最初に、ごみ・リサイクル対策につきまして、回答いたします。

金山町の一般廃棄物処理の発生量及び処理量についてお答えいたします。

町では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃棄物処理法第6条の規定によりまして、毎年度、金山町廃棄物処理実施計画を定めておりまして、令和6年度の発生量及び処理量の実績としましては、家庭系の廃棄物は902.93t、事業系の廃棄物は225.12tで、合計1,128.05tで、計画の見込み数よりも7.6%、92.71t減少してございます。

また、家庭系一般廃棄物の排出量の推移につきまして、令和2年度が1,036.18t、令和3年度1,011.35t、令和4年度989.17t、令和5年度944.16t、令和6年度902.93tと減少傾向にありまして、令和6年度の排出量は前年度と比較して4.4%、41.23t減少してございます。

一方、一人1日当たりの排出量の推移につきましては、令和2年度545.41g、令和3年度547.70gと増加傾向にございましたが、以降は令和4年度546.82g、令和5年度538.44g、令和6年度531.77gとなっておりまして、減少傾向に転じてございます。

令和3年度までの増加傾向の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の行動自体が自粛傾向にありまして、在宅時間が増えたことが考えられます。

令和5年度以降につきましては、アフターコロナの活動再開による在宅時間が減ったことや、町民の皆様のごみの削減に対する意識も高まっているものと考えられまして、排出量は年々減少傾向にございます。

続きまして、一般廃棄物処理の排出抑制の方策について、現状の取り組みなどをご説明いたします。

町では、金山町衛生組合連合会と協働でごみの減量化を推進しております。具体的な取り組み事例といたしましては、リサイクル推進集団回収奨励事業、生ごみ堆肥化促進事業、トレイリサイクル事業、使用済み小型家電機器回収事業、また、年2回の無料リサイクル回収事業などを行ってございます。

この無料リサイクル回収事業では、小型電子機器等も回収しております、令和6年度は5.5tの実績となります、これらの処分費用は町が負担しておりますので、支援の一つと考えております。

また、生ごみ堆肥化促進事業につきましては、1基あたりにつきまして、2,000円の補助を行っております。平成7年度からの累計は941基の実績となってございます。

特に地区におきましては、子供育成会や女性団体を中心としたリサイクル推進集団回収奨励事業を毎年実施していただいておりまして、令和6年度には20団体36回、合計58.9t、内訳につきましては、紙類が56,271kg、瓶類が1,310kg、アルミ缶868kg、金属類が540kgなどの回収

実績がありまして、奨励金として、合計316,140円を交付しております。

このように、地道な草の根運動でございますが、衛生組合の取組みや、各地区においての活動により着実に廃棄量は減少してございます。

また、議員もご承知のとおり、令和4年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っております町といたしまして、今後もごみ減量化推進事業をなお一層進めるとともに、広報かねやまにおいて、ゼロカーボン通信や衛生組合だよりなどを通じて、分別の徹底など、基本事項の周知により町民の皆様に啓蒙してまいります。

特に最近は、雑紙回収のリサイクルですとか、ペットボトルキャップの回収、会議時のマイボトルの推奨などを、特に周知してございます。

さらには、社会福祉協議会と連携したフードドライブなどの事業に積極的に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご指導をお願いいたします。

#### ○栗田議長

五十嵐議員。

#### ○五十嵐議員

ちょっと今の回答で、主要施策事業概要の目標値、令和7年度、一人500g。今の数値からいうとかなり離れてます。目標の見直しなりいろいろあると思うんですが、ということは、施策の拡大、或いは新たな施策を必要とすることですので、今後そういうふうなものを求めていきたい。すいません。それでは環境対策の方の質問に対してお願いします。

#### ○栗田議長

町長。

#### ○町長

それでは3つ目といいますか、環境対策の関係について私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

町では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきまして、平成30年度に「金山町地球温暖化対策実行計画・事務事業編」を策定いたしております。

この「事務事業編」とは、町が事業者として事務や事業により発生する温室効果ガスの排出を削減させるために策定する計画となります。

同計画では、温室効果ガス総排出量の削減目標を基準年度であります平成25年度の総排出量2,361.1tに対しまして、目標年度と定めた令和12年度に削減目標38.7%減の、1,447.4tに削減させる目標を掲げております。

進捗状況としましては、令和2年度に町のホームページ上で公開しておりますが、温室効果

ガス排出削減の基準年度であります平成25年度と比較して、令和元年度の実績値は、総排出量2,068.2 t、削減率は12.4%となっております。

なお、令和12年度までの削減目標の達成に向けての施策としましては、公共施設や町所管の街頭などのLED照明への更新、その他にも職員のコンフォートビズ導入や不必要的照明の消灯などの意識啓発を行っております。

また、令和6年度には、町民や事業者と一丸となって、地域での温室効果ガス総排出量削減に取り組む施策を定める「区域施策編」及び、地球温暖化の影響に適応させていく施策を定める「気候変動適応計画」を策定しており、これに合わせ「本事務事業編」も改定を行っております。

この改定に伴い総排出量の再算定を行っておりますが、令和5年度の総排出量は1,754 tという結果になっており、これは基準年度である平成25年度の総排出量に対し607.1 t、削減率25.7%となります。

これらの削減の要因につきましては、小学校の統合や旧中央公民館の解体など公共施設数の減少も考えられますが、先ほど申し上げた取組みの効果もありますので、目標達成まで引き続き努力してまいります。

さらに、昨年度「事務事業編」を改定するに当たりまして、令和12年度の削減目標は、総排出量1,447.4 t、削減率38.7%でありましたが、目標値をさらに高く設定いたして、総排出量1,207 t、削減率50.0%に改め、現在目標達成に向けて取り組んでおります。

また、直近の取り組みとしましては、令和6年度より、業務電子化によるペーパーレス化を図りコストの削減にも努めるとともに、令和7年度より、9ヶ所の公共施設の業務用電力を再生可能エネルギー由来の電力への切替を行っております。

今後とも温室効果ガス削減目標達成に向けて、効果的な施策を研究し、実践できるものから積極的に導入を図りたいと考えておりますので、ご理解とご指導をお願いする次第です。よろしくお願いいたします。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

これで一般質問を終わりたいと思います。

日程第6 町長提出議案の一括上程

○栗田議長

日程第6 「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第49号 金山町議会議員及び金山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第50号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第2号）

議第52号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第53号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第54号 令和7年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第55号 令和7年度金山町水道事業会計補正予算（第1号）

議第56号 令和7年度金山町下水道事業会計補正予算（第1号）

議第57号 金山町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議第58号 金山町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

以上、10件を一括上程します。

## 日程第7 提案理由の説明

### ○栗田議長

次に、日程第7「提案理由の説明」を求めます。

### ○町長

それでは、本日、金山町議会6月定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

提出議案は、議事日程にございますように、議第49号から議第58号までの10件であります。

その内容は、条例の一部改正 4件、

令和7年度各会計補正予算 6件 でございます。

最初に補正予算に関連する条例を含む一部改正2件についての概要を申し上げます。

先ず、議第49号 金山町議会議員及び金山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、公職選挙法施行令の改正に倣い、町長・町議選に係る選挙運動用ポスター及びビラの公費負担額を引き上げるものでございます。

次に議第50号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正に倣い、選挙長や投票管理者、投票立会人、また開票管理者、開票立会人などに係る報酬額を引き上げるものでございます。

続きまして、議第51号から議第56号までは、各会計の補正予算となります。全会計に関わることといたしまして、当初予算編成後の退職届による3月31日付け退職に伴う減額、並びに令和7年4月1日付け人事異動により、昇任、昇格した職員の給料、各種手当、共済費等の増額、また、会計間異動による特別会計の入件費の増減調整をさせていただいたところであります。

また、会計年度任用職員につきましては、当初予算で措置した職員に対し、教育指導員1名増員したこと等に伴い、その差額分等389万8千円を追加したところでございます。

更に、先の町議会3月定例会におきまして「町長等の給与の特例に関する条例」の設定をご可決いただいたことに伴い、特別職（町長、副町長、教育長）の入件費434万9千円を減額し、うち共済費を除く425万6千円を今後、DX推進やフロントヤード改革に充てることとし、同額を財政運営基金へ積み立てさせていただくこととしております。

次に各会計の補正予算の概要を申し上げます。

先ず、議第51号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第2号）について でございますが、歳入歳出それぞれ5,619万4千円を追加し、総額51億2,925万円とするものでございます。

各課の主な内容でございますが、総務課関係は、庁舎エアコンの定期点検手数料23万8千円を追加するとともに、役場事務室の一部を第2庁舎へ移転するための作業等委託料211万2千円や第2庁舎耐震補強工事請負費550万円、庁舎正面玄関の屋根破損に伴う建物共済金による修繕工事費100万円をそれぞれ追加いたしております。

また、防災情報配信タブレットへの情報配信時に自動で町の公式LINEにも配信されるよう連携構築を行う委託料として90万8千円を追加いたしております。

更に、今年度予定されております参議院議員通常選挙につきまして、議第50号の条例改正による報酬額の改定により14万6千円追加するとともに、管内市町村の状況を参考にして投票管理者、立会人、事務従事者等の弁当代の一部を負担するため食糧費8万円を追加いたしております。

続きまして、総合政策課関係は、旧中田小学校における屋根等の雪害について、建物共済金による復旧工事450万円を追加いたしております。

次に町民税務課関係でございますが、戸籍に氏名の振り仮名を記載するために、確認用通知書の印刷業務委託料につきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金158万円を充てることとして、財源を調整しております。

また、令和6年度3月補正予算に計上いたしました国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した衛星携帯電話及び衛星通信機器に係る通信料116万5千円を追加いたしております。

続きまして、健康福祉課関係でございますが、令和6年度定額減税に係る補足給付金といたしまして1,191万5千円を追加するとともに、当該給付事業に係る消耗品費を16万円減額し、郵送料9万円及び手数料7万円を追加する組替えを行っております。

また、地域福祉センター和室用の机及び椅子を老朽化による更新することとし、68万円追加いたすとともに、社会福祉協議会事業への支援といたしまして、パソコンのソフトウェア更新に係る費用53万5千円及び公式Webサイトの作成にかかる費用98万9千円に要する補助金を追加しております。

子育て支援事業におきましては、子育て支援センターに従事する方の働き方の状況を踏まえ、会計年度任用職員報酬120万7千円を減額し、同額を報償費に追加するとともに、旅費6万8千円を減額しております。また、子どものための教育・保育給付費負担金のうち国・県事業の対象外となる3歳以上児の給食費分304万6千円を減額し、町単独の「特定教育・保育施設等副食費助成事業費補助金」として同額を増額いたしております。

このほか、子供家庭センター関連事業において要保護児童対策地域協議会委員への謝礼4万2千円を追加するとともに、健康づくり推進事業における運動機器の補修点検委託料16万5千円、母子保健事業における多胎妊婦の妊婦健診検査負担金2万5千円をそれぞれ追加いたしております。

また、所管する3つの特別会計への繰出金につきまして、国民健康保険特別会計直進勘定において職員人件費に係る141万3千円の追加、介護保険特別会計につきましては人件費分33万4千円及び在宅医療・介護連携拠点事業委託料等3万6千円の追加、後期高齢者医療特別会計について人件費分61万3千円の減額等に伴い、繰出金の増減調整をさせていただきました。

次に、産業課関連でございますが、農政関係につきましては、追加の要望を考慮し、園芸農業推進事業費補助金677万円、農地利用効率化等支援交付金695万9千円をそれぞれ追加しております。

また、新たに採択見込みとなる未来を育む農業担い手育成支援事業補助金100万円を追加いたしております。

林政関係につきましては、有害鳥獣解体施設のスロープ設置に係る負担金62万4千円、及び電気柵等の購入支援に係る森林性動物被害防止対策事業補助金30万円をそれぞれ追加いたしております。

また、昨年7月の豪雨に伴い、林道の補修や工事が必要となる箇所が増えていることにより、林道維持管理等委託料200万円、林道路網維持等工事請負費323万8千円をそれぞれ追加するとともに、薪ストーブ導入の要望を受け、木質バイオマス利用拡大支援事業補助金30万円を追加しております。

環境整備課関係につきましては、道路台帳整備事業に係る財源について道路及び法定外公共

物占用料95万8千円を充てることとして、財源を調整しております。

教学課関係につきましては、小学校裏急傾斜地に設置している地滑り計器について、専門業者による維持管理等の委託料156万7千円を追加するとともに、中学校ランチルームの高所窓ガラスのヒビを建物共済金により修繕する費用119万9千円の追加、給食用リフトの老朽化による更新工事212万2千円を追加いたしております。

また、教学課の職員が職務上必要と判断される準中型免許を取得するための委託料28万2千円を追加いたしております。

次に、金山町育英会運営事業につきまして、4月4日に有限会社星川建設 代表 星川昭男様、4月14日には有屋山林組合 組合長 柴田清正様より、それぞれ10万円の寄付をいただきましたことから、意向に沿い金山町育英基金への繰出金20万円を増額いたしております。

以上が一般会計の補正予算内容となりますが、財源につきましては地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰越金、寄付金、繰入金、雑入を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第52号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について でございますが、直営診療施設勘定予算の補正で、歳入歳出予算の総額に143万3千円を追加し、総額を2億3,023万3千円としたものでございます。

内容は、職員人件費143万3千円を追加し、歳入では一般会計繰入金141万3千円及び県支出金である医療機関物価高騰対策支援金2万円を追加いたしております。

次に、議第53号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第1号）について でございますが、歳入歳出の総額に37万円を追加し、総額7億7,037万円とするものでございます。

その内容は、職員人件費33万4千円及び在宅医療・介護連携拠点事業に係る委託料及び消耗品費で3万6千円を追加し、歳入では一般会計繰入金37万円を追加いたしております。

続きまして、議第54号 令和7年金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動により職員人件費61万3千円を減額いたすもので、補正後の予算総額は8,078万7千円となります。財源は一般会計繰入金を減額して調整させていただきました。

次に議第55号 令和7年度金山町水道事業会計補正予算（第1号）について でございますが、26万1千円を追加し、収益的収入及び支出総額を2億1,016万1千円とするものであります。

支出につきましては、職員人件費26万1千円を追加いたしており、財源につきましては、水道使用料26万1千円を追加して調整するものでございます。

次に、議第56号 令和7年度金山町下水道事業会計補正予算（第1号）について でございますが、10万5千円を追加し収益的収入及び支出総額を2億1,390万5千円とするものであります。

支出につきましては、職員人件費10万5千円を追加いたしており、財源につきましては、下水道使用料10万5千円を追加して調整するものでございます。

続きまして議第57号 金山町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、地方自治法の改正に伴い整合性を図るために所要の改正を行うものでございます。

最後に、議第58号 金山町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、これまで徴収していた給食費の会計事務や事業内容について、当該条例に基づき監査を実施しておりますが、給食無償化により公費負担となることから、町の行政事務の監査で対応するため、監査委員の条項を削除するものでございます。

以上10件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第8 提出議案の説明

○栗田議長

次に、日程第8 「提出議案の説明」 を求めます。総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

診療所事務長。

○診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長。

健康福祉課長

○健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長。

環境整備課長

○環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長。

総務課長

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

#### 日程第9 議員提出議案の上程

○栗田議長

次に、日程第9「議員提出議案の上程」を行います。

発議第3号 金山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

以上、1件を上程します。

#### 日程第10 趣旨説明

○栗田議長

次に、日程第10「趣旨説明」を求めます。矢口委員長。

○矢口委員長

1番矢口です。それでは、発議第3号について、ご説明いたします。令和7年6月10日金山町議会議長 栗田保則殿。提出者は、金山町議会議員 矢口政一、賛成者は、金山町議会 寒河江宏一議員、大場洋介議員、星川智子議員です。

金山町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第130条第3項及び金山町議会会議規則第13条の規定により、提出いたします。

提案の理由は、標準町村議会傍聴規則の一部が改正され、現在における社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図るため、議場における傍聴の既定の見直しが行われたことから、同規則を基準とする本規則の改正を行うものほか、所要の改正を行うため、地方自治法第130条第3項及び金山町議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

改正内容など詳細は、別紙議案書のとおりです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

次に、休会についてお諮りします。

明日11日は、議案調査のため、また、12日は議会活性化・DX推進特別委員会及び総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が開催されるため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日11日から12日までの2日間は本会議を休会とすることに決定しました。

これで本日の会議はすべて終了しました。

これを持ちまして、散会とします。

どうもご苦労さまでございました。 (16時02分)

令和7年6月13日（金曜日）

令和7年6月金山町議会定例会 会議録  
(第4日目)

令和 7 年 6 月 金山町議会定例会 会議録

令和 7 年 6 月 13 日  
午後 13 時 30 分開会

1. 応召議員

1番 矢 口 政 一 議 員	2番 五 十 巖 優 一 議 員
3番 中 村 忠 行 議 員	4番 寒 河 江 宏 一 議 員
5番 須 藤 典 夫 議 員	6番 宮 林 聰 志 議 員
7番 大 場 洋 介 議 員	8番 星 川 智 子 議 員
9番 沼 澤 道 也 議 員	10番 栗 田 保 則 議 員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 10名

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	須藤信一	総務課長	川崎勉
町民税務課長	長倉章	環境整備課長	三上裕一
教学課長	佐藤英樹	産業課長	庄司紀一 (併農業委員会事務局長)
健康福祉課長	正野学	総合政策課長	柴田直樹
会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸	診療所事務長	松澤和仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 閉会中の継続審査の申し出の件

日程第3 議員派遣の件

追加日程第1 町長提出議案の追加一括上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 提出議案の説明

追加日程第4 議案審議

令和 7年6月13日  
午後 1時30分開会

○栗田議長

皆さん、ご苦労さまでございます。  
それでは、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

○栗田議長

日程第1 「議案審議」に入ります。

お諮りします。  
議事整理の都合上、質疑を、

議第49号から議第50号までの2件

議第51号から議第56号までの6件

議第57号から議第58号までの2件

発議第3号の1件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって質疑を、

議第49号から議第50号までの2件

議第51号から議第56号までの6件

議第57号から議第58号までの2件

発議第3号の1件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことになりました。

それでは、議第49号から議第50号までに対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第49号から議第50号までに対する質疑を終わります。  
これから 討論を行います。

討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。  
議第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
(賛成者挙手)

全員賛成  
よって、議第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
(賛成者挙手)

全員賛成  
よって、議第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議題51号から議第56号までに対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。中村議員。

### ○中村議員

3番中村です。それでは私からは、議第51号 一般会計補正予算の町長提出議案要旨の説明用紙の2ページ下段にあります、衛星携帯電話並びに衛星通信機器について、お聞きしたいと思います。

これについては議運で、衛星電話、各地区災害があった場合、大概交通が遮断されるような仕組み、配置する予定であるというお話を聞いておりますけれども、今回の予算は通信費ということで、これ、ランニングコストはどうなるのかなあというふうなちょっとお聞きしたいんですけれども。

それぞれ衛星携帯電話と衛星通信機器、衛星通信機器はスターリンクからというふうに説明で聞いたんですけども、まずランニングコスト、どのように考えているのか伺います。

### ○栗田議長

町民税務課長。

### ○町民税務課長

はい。今のご質問にお答えさせていただきます。

対象となっている機器につきましては、スターリンクとあと、衛星携帯電話というのはまた別になりますけれども、衛星の携帯電話につきましては、先ほど議員もおっしゃいました災害によって遮断されてしまう地区5地区、外沢地区、杉沢地区、片貝地区、蒲沢地区、田茂沢地区になります。

もう一つ災害対策本部に設置するための一つの衛星携帯ということで、あとはスターリンクにつきましては、災害対策本部に設置をして、なんて言いますか、携帯電話が使えないような、そういうふうな状態になったときに、衛星から電波をとって、それでWi-Fiを取って、通信が可能になるっていうふうな想定で購入するものになります。今おっしゃいました、質問にございましたランニングコストでございますけれども、携帯電話の通信通話料ですね、通話料、というものにつきましては、10ヶ月間ということで想定をしておりましたけれども、予算としては、通話料は10万円というふうに算定しております。あとは基本料金というふうなこともありますので、基本料金を合わせまして、予算を計上させていただいております。

あと、スターリンクにつきましては、なんて言いますか、基本料金とあと、機械のメンテナンスパックっていうのがございますので、そちらの方がありますので、そちらの方も10ヶ月分ということで計上させていただいているところです。合わせてすべての通信運搬費の方に計上させていただいております。

#### ○栗田議長

中村議員。

#### ○中村議員

はい。この衛星携帯電話については、災害でない場合でも、コストがどんどんかかっていくことで、ちょっと運用していくのに、なかなか経費がちょっと、高いような気もしますけれども、最近ですと、通信メーカー大手3社、docomoとかauとかありますけれども、最近テレビではauで衛星を使った、簡易なそれほどデータ量が多くない通信ができることも、テレビCMされておりますけれども、多分今、こういう衛星を使った通信というのは、過渡期の状況にあるんじゃないかなというふうに思いますんで、いずれ、もう少し金額的に抑えられるとか、通信品質が良いとか、これからどんどんこう変わっていくと思いますので、そのいい機器が出たとき、代えれるようなスタンスで、この現在の衛星携帯電話と、スターリンク、考えてもらいたいなというふうに思っております。

おそらくこれから、衛星関係、現在スターリンクかなりシェアが大きいんで、今こういう状況であったと思うんですけども、いずれ各国で、そういう通信ができるものをどんどん衛星を打ち上げるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺もいつでも代えれるようにお願いしたいというふうに思います。

それでは議長、引き続き別の項目いいですか。

次は、同じ町長議案説明用紙の3ページ。すいません、4ページです。4ページの、教学課職員が業務上必要と判断される準中型免許を取得するための委託料、これについてちょっとお聞きしたいと思うんですけども。この委託料は、今後の前例になるようなものになるんじゃないかなというふうに思いますんで、おそらく、担当課でもかなりいろんな議論があった上で、このようなやり方に設定したんじゃないかなというふうには想像しますけれども、個人的な見解としましてですけれども、まずは前提として、一般的な企業ですと、こういう免許取得の場

合、業務に必要な資格の場合は、やはり個人の負担ではなくて、その企業の負担で取得するというケースがかなり多いと思います。

実際私の会社でも、その自己負担なしに、企業に必要な資格を取っていただくということもありますけれども、ただこういう自治体の場合は、やはり若干考え方方が違うんじゃないかななどいうふうに思います。

結論から申しますと、幾らかでも自己負担があるべきなんではないかということです。

本来、このような免許取得のことを考えると、本来ですと、採用の段階でそういう免許を必須とする採用、或いは、そういう免許を取得している方に、その業務に当たっていただくなっていますが、本来のやり方なんじやないかなあというふうに思っております。

それで例えば準中型っていうと、私、多分ここにいる年代の方はほとんど準中型の資格もあるということで、資格が持っている職員と持っていない職員の公平性といいますか、ここにいる方はおまけでついてきたような中型ですけれども、そういう資格がある方と、今の若手のない方の公平性っていうか考えると、やはり資格というのは、その個人の財産ですんで、特殊な資格でない限り準中型っていうのは、一般的な資格じゃないかなというふうに思います。

それで、このやり方の案ですけれども、私が一番納得できるやり方だとすれば、町の資格取得支援、この補助を概ねそのようなケースとしてみて、それでその資格取得残を町で負担するために、例えばこの時間的な時間給ですか、それから交通費、その他のいろんな経費をこの町で負担して、おそらく、それで資格取得には足りないかもしれませんけれども、その足りない分は自己負担とする。

さらに、資格取得した後は、そういう必要な業務だとすれば、その手当分を上乗せしなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それで一番思うのが、町では運転手という職務もあります。運転をするっていう、職に就いている方。今回、職員に資格を取ってもらって、スキーとかいろんなものを運んでもらうということなんですけれども、それは一步引いてみると、そういう資格が必要なものだったら、初めからその運転手とされている職種、その方にお願いするべきなんじやないかなというふうに思うわけです。

それから須藤議員からありましたけれども、その資格を取った方が、別の部署に行く可能性もある。さらには、別の部署の方が、運搬をしなければならないところに来る可能性もある。そうすると、そのたびに免許取得をするのか。それはちょっと何か、一般の町民の感覚からすれば、ちょっと何か違和感があるんじゃないかなあというふうに感じると思います。大前提の企業だったらということありますけれども、一般の町民の感覚でいうと、担当課が変わるたびに、そういう資格取得で全額町から出るっていうのはどうかなというふうに思いますんで、この辺を踏まえて、ちょっと回答をお願いします。

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

はい。それではただいまのご質問についてお答えいたします。

ただいま中村議員からもいろいろなご提案、ご指摘ありましたように、町の方としましても、いろいろ議論をして、最終的にはこのような内容で、補正予算として計上させていただいたものです。

もちろん町がやっている資格取得支援の中で対応してはどうかという話も実際になっております。

ただ、担当課の方ともいろいろ話ををして、現実として今現在、その部署にいる職員が、その車両を運転しないとなかなか仕事が滞ってしまうという実態、現実もありますので、そういう実態を踏まえまして、まずはその職員には、その車両を運転していただかなくてはいけないといいういわゆる、職務命令的に予定していただきたいと。そういういたところが、まず今回、公費で資格取得をしていただくという発想の前提となっております。他の自治体の例なども参考にいたしたところですが、郡山市の方でも、実際同じようなもの、きちんと取得に関する要領というものを定めておりまして、やはり準中型免許を取得するために、すべての経費を市でもっている、そういう事例なども参考にさせていただきました。

また、今回の準中型免許の取得とはまた別のことではあるんですけども、役場の中ではいろいろな資格が必要な職場があります。例えば水道技術管理者ですとか、主任ケアマネージャー、防火管理者、交通安全管理者、そういう講習のみで取れるものであったり、講習のみで取れても10日とか2週間近い期間必要だったり、そういう研修を経て必要な資格を取得する。こちらの経費につきましても、町の方で負担をして、その業務に当たっていただいているところなんかも参考にしながら、今回の準中型免許についても、確かに、その資格というのは一生個人の財産とはなるんですけども、この準中型に関しては、必要だろうなということで考えております。

一方で例えば営業の自動車免許、緑ナンバーを運転するための資格とか、そういうものはやはり、退職後自分の仕事としても活用ができるものなので、そういうものに関しては、ちょっと公費でっていうのはなかなか難しいのかなということを思っておりますが、今回の準中型に関しては、先ほど中村議員からもありましたように、我々の年代ですと、通常の普通免許を取得して、運転できる資格がついてきているわけですので、今の方というのは法律が変わって、通常の免許で入ってこない、逆を言えば、我々は通常、ついてきている部分でもあるので、公費でもいいのではないかという判断でこちらに関しては、そういういろいろな総合的な考え方から、今回計上させていただいたというものでございます。よろしくお願ひいたします。

## ○栗田議長

中村議員。

## ○中村議員

はい。例えば、先ほど課長からあったように特殊な水道とか、建設系の仕事とか、そういう資格だったら、一般の町民の方も理解してもらえると思います。ただ今回の準中型つちゅうのは、普通免許の一つ上の免許なわけです。そう考えると、本来普通一般的な会社員でしたら、そこまでいらないと思うんですけども、先ほど課長あの、例えば特殊な資格があったら、次の職っていう話もありますけれども、準中型にも十分、次の職を募集するにあたっては、プラスになるというような資格です。準中型とはちょっと曖昧っていうか、こう、ランク的には半端なランクですけれども、今の課長の考え方から、答弁からすると、例えばさっき前に質問しました、資格取得支援事業の普通免許が対象にならないというような話にも繋がってくると思います。その準中型はそれほど重要な資格ではないっていうこととすれば、資格取得支援、普通免許を入れても、いいんじゃないかなあというふうに考えられるわけなんすけども。

ただ冒頭申し上げたように、一般企業の資格の補助とは、やはり実際の補助っていうのは、意味合いがかなり、職員の補助というのは、意味合いがかなり違うんじゃないかなあというふうに考えるのが一番大きな理由です。部署が変わることもありますし、それもう少し後、何か月か、例えば9月議会あたりまでもう一度議論やり直して、この準中型を、補助、委託料をどうするかっていう、もうちょっと時間をおいた方がいいんじゃないかなというふうに思うわけなんすけども。

この辺は町長の判断だと思うんで、町長お答えいただければと思うんですけども。

今回は予算は、委託料としては予算は賛成したいと思います。ただ実際に免許、それで取得するかどうかっていうのは、今回が前例になって、今後のこういう免許取得に大変大きな影響があるものですから、もう少し何といいますか町民から理解を得られるようなやり方というのを、いろいろ研究されてはどうかなと思うんですけども。町長いかがですか。

## ○栗田議長

町長。

## ○町長

はい。ただいま今、中村議員の方からご質問の中で触れていただきましたが、今回、この件に関しましては、先ほど総務課長の答弁させていただきましたように、ストレートにこれはこれでいきましょうというよりは若干検討した上で、まず予算計上という形を取ったところであります。内容的にも、中村議員が先ほどお話されたように、これまで職員でも水道技術管理者であったり、その他の部分でも資格取得において、助成というか支援をしてきたっていう部分は確かにありましたし、それと若干やっぱり異質なところっていうのも、こちらとしても考えなくもないというところはありましたが、まずはあの、これもさっき総務課長の答弁にもありましたが、業務上、必要に迫られているというようなこともありますので、そして、迫られ

たっていうことがあって、まず時間的にもできるだけ早急に資格を取得してもらいたいというところなどもあって今回の計上に至ったわけですが、根本的な議論について先ほど中村議員がお話されている部分でもございますので、予算を計上させていただいて、まず補正予算是この内容でいきたいと思いますが、具体的ないわゆる実施というところで、一回踏み止まつてはというようなご意見でございますので、そこら辺について、そのご意見も受けとめる必要もあるのかなというふうに、ちょっと私自身は思っている部分でもございます。

今回予算調整の中でも様々議論の中で、若干やっぱりすきっとした形で、これでいきましょうというより、やっぱり様々中村議員の考え方、或いは一般的な考え方をそういったところも、やっぱり考え方によっては十分やっぱりあり得るといいますか、そういったことなどもありますので、ここは実施の段階で再度、ちょっとすぐ執行ではない形で、時間をちょっとかけさせてもらって、より精査した上で、実際の執行に当たるといいますか、そういった、ふうに取り扱いをしていきたいと思います。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

はい。ありがとうございます。

この度の本年度の職員採用についても、その職種が経験あるものっていう、限定したうえでの採用とかもするわけです、職員として。それで、今回のケースは、たまたま給食センターの車でしたっけ、それがあるので、そういうスキーとかの運搬もできたらということで、委託料になっているものと思います。

このような、急遽、資格が必要だということはそれほど多いケースではないかもしれませんけれども、ないとは言えません。これ必ずこれが前例として残ります。さらに言えば、他の自治体の事例として、金山町ではというふうに、逆になるわけです。

そういうふうになると、その参考にした自治体でも同じような議論になると思います。そういう責任があるという立場ですんで、ぜひ、よく検討させていただきたい、そのまま委託料としてするのか、或いは一部自己負担を持った上で、その資格手当を毎月上乗せするとか、いろいろ、その職員にとって負担がないようなやり方ってのはいくらでもあると思います。ですから、ぜひ今回の事例ってのはちょっと慎重に、今回だけは、慎重に検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、大場議員。

○大場議員

はい。7番大場です。私からは、議第51号、一般会計補正予算になります。ページ23ページ6款2項18節の、これ林政関係になるかと思います。森林生動物被害対策補助金の30万円の件

でお伺いしたいと思います。

これ昨日日常任委員会の方でも、この鳥獣対策に関する件で、お伺いしたときには、捕獲量の報酬についてお伺いしたところなんんですけども、今回は鳥獣被害対策として、報告でも上がっているように、イノシシの捕獲量は昨年より例年以上の捕獲となって、11頭という捕獲の報告を受けております。

また、この被害を防止する上でこの電気柵の購入支援にかかるこの補助は大変ありがたいことかなと思ってますので、大変賛成しますけども、これ何件分の補助で、補助率をどのくらいの割合で考えているのか、補助金の基準を伺いたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。森林生動物被害対策事業補助金30万円の積算の内訳ですけども、電気柵一式っていうのが一般的に今、町内で考えている電気柵でいきますと、2万5,000円から4万5,000円の内容となっているようです。その2分の1を補助したいという内容での積算としております。大体になりますけども、15件程度を予定しているところでございます。本来であれば当初予算で計上して早々に設置と考えたところですけども、この電気柵については、園芸農家、落花生の生産農家から、強い要望をいただきましたので、年度途中ではありますが今回の6月補正で予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。この件数では15件ということで、15件であっても多分この電気柵の範囲ですとか、大きさによってこの15件では多分、それ以上になるのかそれ以下になるのか、その30万円よりもっと出てしまうような、範囲が広いと、それ以上になるような可能性があります。

この電気柵を設置する場所の選定もあると思いますし、また鳥獣の習性や行動を考慮して、効果的に、被害を防止できる場所、落花生の場所を選ばなければならないと思います。電気柵の設置費用と、この被害防止効果を比較して、どのくらい経済的な合理性を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。今回初めての数年前にもやってた事業ではあるんですけども、今回また再び出したっていうことは、やっぱり有害鳥獣の被害っていうのは、年々増えてますし、今後も増える見込

みがあるということで、今回改めてこういった事業をさせていただいているところでございます。

昨日も、落花生の生産量、生産者の数を、ご説明申し上げましたけども、どうしても有害鳥獣、主にはタヌキの被害があるということを認識しております、落花生が実になる段階で被害が出るもんですから、今から対応をしていきたいという考え方でございます。

特に全県、全国的に有害鳥獣の被害っていうのは拡大傾向にあります。生息数を抑制することはもちろん、対策の一つでもありますし、こういった直接現地被害を抑えるには、電気柵が今、有効な手法と考えられておりますので、今後計画的に被害を受けられている農業者の状況などを把握しながら、この電気柵整備事業については、充実拡大を図っていきたいと考えているところです。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。この電気柵設置する場所、割と落花生ですかそういった畑などは、道路に面しているところもあれば、また近隣の住宅もある場所もあります。電気柵の設置には、周辺の住民への影響を考慮したり、また電気柵は電気用品安全法ですか、電気事業法に適合する専門家との連携も大事だということをちょっと調べてわかりましたので、そちらの方にも連携して設置することですか、定期的なメンテナンスの方も、いずれ電気柵の方の補助金が、今の30万円より上回ればまたさらに追加されるのかなと思いますので、そこも考慮した形で今後対策を練っていただければなと思います。そっちの方に関して、答弁をお願いしたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。電気柵については6千ボルトから1万ボルトの電気が一瞬にして流れる、状況もありますし、これまで電気柵に触れて死亡事故も発生しているものでもございます。

メンテナンスっていうのは重要ですし、近隣の方が、そこに電気柵を張ってるっていう表示、掲示板などの対応というのは、電気柵を扱ううえでの基本の基本となると思いますので、そこを十分に注意しながら対応して参りたいと思います。

あと電気柵の設置の仕方によっては、残念ながら電気柵を潜っての有害鳥獣が作物に被害を与えることもありますので、ここは電気柵の専門家と調整をしながら電気柵設置を進め参りたいと思います。以上です。

○栗田議長

大場議員。

## ○大場議員

はい。やはり収穫時期を迎えるまで、やはり手の抜けない生育状況の判断だけでなくそういった鳥獣被害の方も、様々な形で対策を練っていただきたいと思います。

また先ほど、課長にあったように周辺の住民への説明、わかるようなたて看板、またメンテナンスの維持などの負担軽減も、今後考えていただければなと思って質問を終わります。

## ○栗田議長

他に質疑はありませんか。五十嵐議員。

## ○五十嵐議員

はい。私の方からは、同じく議第51号、一般会計補正予算のページ23、24、6款農林水産業、2項林業費の6林業振興費。大場議員と同じく、18節の負担金補助交付金の同じ補助です。

森林生動物被害対策補助金30万円。これの内容で、確かに落花生関係の、ということだったような気がしたんですが、今現在農業機械整備事業費補助金というものを使ってる。

それで、以前の答弁の中で、今の機械関係なんですが、3年経過とともに、ハウス設備等との兼ね合いを検討していくと伺っています。有害鳥獣ですから、民生の方からこの補助金は、出されているわけですが、今後、この補助金が同時に移行、移行というか、このハウス設備等の中にも組み入れていくような設備、制度設計になっているのか、お伺いしたいと思います。

## ○栗田議長

産業課長。

## ○産業課長

はい。今回の、森林生動物被害補助金については、財源として森林環境譲与税を使ってるもんですから、林業系の費目からの支出としているところでございます。小規模農機具整備事業の中のハウス施設整備補助金等については、農業振興の関係ということで農業系の費目からの支出ということで、電気柵については、有害鳥獣対策の事業として今後も引き続き、考えているところでございます。

森林環境譲与税はもちろん、特別交付税でも、電気柵等の補助に対しては、財政的な支援もありますので、そこは明確に区分して対応していきたいという考え方であります。以上です。

## ○栗田議長

五十嵐議員。

## ○五十嵐議員

もう一度確認します。今町単でやっている機械設備関係の事業が3年経過とともに、ハウスや設備関係を検討するっていうふうに以前からお答えされてますので、それに、この今言ってる森林生動物被害対策補助金等の電気柵も該当させていく制度として、該当させるのかということをお伺いしています。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。すいません説明不足でした。小規模農機具整備事業については、3年目を令和7年度で迎えております。令和8年度以降は改めて検討をさせていただくこととしております。

ハウス施設整備につきましては、これは農業振興という観点から、有害鳥獣とはまた別ものとして私どもとしては考えておりますので、そこはそれぞれの振興被害対策っていう形で支援を考えていきたいと思います。以上です。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

ということは、今回の有害鳥獣に関するものですから、町で特産としてる落花生に限定するが、っていう趣旨にとらえてもよろしいですか。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。今回は、落花生の農業者が被害があるもんですから、電気柵を考えております。ただ、この森林生動物被害対策補助については、特に農作物品目を定めての支援ではないということを理解いただきたいと思います。以上です。

○栗田議長

五十嵐議員。

○五十嵐議員

はい。よくわかりました。よろしくお願ひします。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、星川議員。

○星川議員

8番星川です。議第51号、一般会計補正予算、27ページ、28ページの10款教育費、2項の小学校費ということで、地すべり計設置の管理委託料ということで上がっておりまして、プール、それで安全性を監視しているわけですけれども、やっぱプール事業は、今年度は金山小学校のプールは使わないということで、夏になりました。他の学校、地域でもプール開きが始まっているんですけども、金山小学校のプール授業の計画っていうのは立っているのかということがまず一つと、昨日全員協議会の方で、地滑り計が設置されておりまして、プールは危険なんですけれども、小学校の体育館は避難所として使えるということで、可搬式の冷房機が入る。

ということを、提出議案として出されるんですけれども、小学校の生徒は体育の授業、プール授業はできませんが、普通の体育の授業は小学校の体育館でやるということで、それは安全ということですので、大丈夫とは思うんですけれども、その体育の授業に関しての、その体操着の件なんですけれども、父兄の方で、LINEが回ってきて、ただいま町内で、金山小学校の体操着は買うことができないというふうなLINEが回ってきたというふうに聞いております。これ体操着で入札があって、現納入業者が納めたということも聞いております。その現納入業者が、その体操着、返品もできない、交換もできない、新しく買い足すこともできない。

最近、前納入業者が廃業されまして、小学校の運動着を、体操着を取り扱うところがなくなつた。これ夏ですので、みんな1枚しか配られてないそうなので、4枚セットでしたか、半袖、長袖、半ズボン、長ズボンかな。それが配られたらしいんですけども、これ買い足すこともできない。

これなぜこんなことになったんでしょうかということなんですねけれども。普通、納入業者がそれに対応するのが普通だと思うんですよ、返品交換。これ前納入業者が無償で困っていた子供を助けるために、わざわざ、その子のために1枚作って、プレゼントしたっていうことなんですねけれども、これからも買うことができないんですけども、早々に早急にその買い足しがしたいという方が、これどうされるんでしょうか。その二つお願いします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。それでは1点目のプール授業、水泳授業に関してお答えさせていただきます。

昨日の総務文教常任委員会の方では説明させていただきましたが、今年度の金山小学校の水泳の授業は、新庄市、こらっせの中に入っています、Weスポーツさんの方と業務委託しまして、水泳の授業を行っていただくことにしております。

1回目が来週の16日から始まりまして、各学年3回、2学年をバス3台で新庄市まで行きまして各学年が期間内に、3回授業を行うような計画でしております。2時間目から4時間目までの時間をいただきまして正味60分の水泳授業になる予定でございます。

続いて2点目、体操着の件ですけれども、体操着の今後の購入に関してということでお答えしてよろしいでしょうか。

経緯に関しましては、星川議員がおっしゃった通りで、現在小学校の体操着を扱う町内業者がございません。その話を教育委員会の方でも聞きまして、対策を考えていたところです。小学校や、扱っている問屋さんと相談いたしまして、現在、生徒の中に、大至急欲しいというお子さんがいるということを小学校から聞いたものですから、その方のための対応策ということでの情報が先週流れたLINEの、さくら連絡網ですか、連絡網の内容になりますので、緊急に欲しい方は、その問屋さんの方に連絡してくださいという内容でした。

町内で体操着を扱っていた業者が今なくなったものですから、委員会といたしましては、次に扱っている業者さんの方を探すべく今ご相談させていただいているような状況になっておりますので、その今返事を待っているということになっております。以上です。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

えっとですね、これ入札があったということで、現納入業者がこれを落としたわけですから、現納入業者がこれから販売していただくことはね、できないんでしょうからっていうことなんですよ。前納入業者も、お店を続ける予定だったと聞いているんですけれども、この体操着の1件もあって、廃業したということを聞いてまして、これ入札の減納入業者が悪いんじゃないですよ。現納入業者は、ちゃんと条件を満たして入札したわけなんですけれども、これ、アフターケアもできるような業者さんに、落とすべきじゃないのかなっていうことなんですよ、私が言いたいのは。これ納めて、それで終わり。これ前納入業者が続けるっていうのをそういうふうに思って、こういうことに、役場でもそういうふうに思っていた、これからも前納入業者がしてくれるっていうふうに思ってたと思うんですけども、これ本当に前納入業者1件だけだったんですよね今まで。1件だけだったんですよ。小学校扱ってるのが。1件だけだったお店が、ご主人の体調とかもあったと思うんですけども、これお嫁さんが継ぐつもりで、店もちゃんとなんか改装してるっていうことは、うちの子供も友達ですから、聞いてたんですけども、これ、アフターケアできないようなところに、その制服じゃない、体操着をお願いしたというその入札の条件っていうんですかね、そこに落ち度があったんじゃないのかなと思うんですけども。他にたくさんあつたら、それは、ねえ、いろいろ金額の競争でいいんですけども、本当に前納入業者しかなくて、現納入業者もやってたんですけど、小学校やめるっていうと中学校しかしていないわけですよ、体操着取り扱いを。このやり方でよかったのかなと思うんですけども、そのところいかがですか。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。入札によって引き受けた店舗がやめたというのは、ちょっと、前納入業者になる前の話なので、ちょっと私も詳しいことはわからないんですけども、令和4年度に小学校が金山小学校に統合した際に、体操着を新しくするということで、その新しいデザインにするということで入札があったということになっております。

それまでは、特に入札があったわけじゃなくて、それぞれの学校の制服を何店かが扱っていたことになると思うんですけども、そこで入札で落札したところが、先ほど星川議員もおつしやったように、全校生徒に贈呈した後、扱わなくなったということで、前納入業者が引き継いでいただいたということのようです。

前納入業者も、今後の店舗経営を続けないということは聞いておりましたが、私ども突然の閉店ということを知らされたわけで、このような事態になってるわけですけども、その入札 자체に、落ち度があったのではないかということですが、その入札した、入札の条件というのはその新しいデザインを踏まえての入札ということだったので、その後の販売などに仕様みたいなものはなかったのではないかな、ちょっと私も詳しく見ているわけではございませんけども、思いますので、引き継いでいただいた店舗には感謝するところですけれども、現在実際に購入いただける店舗がないということですので、教育委員会としましては、まずは早めに引き受けていただくところ探すということで望んでおりますのでご理解いただければと思います。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

はい。これ実際ね父兄が、並びに子供が実際困ってるんですよ。なので、その元をたどっていくと、入札のあり方が良くなかったんじゃないかなと思うんですよ。

現納入業者が、その後もちろん対応していただければね。何も問題なかったんですけども、ただその物を納める、それだけの条件でなったとするとそのあともうあとは扱いませんよっていうことで、困った生徒がね、これが合わなかつたと、もうちょっと大きいのじゃないと入らなかつたということで、現納入業者に言ったら、うちではできません。それはもう困りますよね本当に。

これ入札のときに、やっぱりその後も取り扱えるようなお店を指定していかないと、これまた他の面でも、1店舗しかないお店、他にもあるかもしれません。で、結局困るのは、町民です。安くね、その入札で、町の方では供給できたと。でもそのあとは知りませんよっていうことでは、これはもうちょっと大変なことだと思うんですよ。いろいろこの小さい町ですから、情報っていうかね、そういうやりとりっていいですかね店舗さんとか、もっとやっていただきたいと思います、本当に。これでもう父兄の方々本当に困って、子供たちも、着るもののがなかつたら、体操着なかつたら、本当にもう泣くしかないですよね。どうしようもないですから。

だからこの入札のやり方が、よくなかつたんじゃないかなと思うんです。町長どうでしょうか。

○栗田議長

町長。

○町長

このことについての入札の詳細はちょっと承知してないところが多いので、なかなか今ちょっとお答えするには難しいんですけども、確かに星川議員が言われるように、何とか子供さんですから、注文したものがぴたつと合わないということもあり得ると思います。その際に、交換してもらうとか或いはということは、通常だと当然のことだというふうにとらえるんです

けれども、うちの店ではそれはできませんと、いうような対応ということについては、いかがなものかというのは、同じように思います。

ただ、それがどういう契約といいますか、そういう状態になっていたのか。私判然としませんので、それ以上明確なお答えはちょっと難しいんですが、ただ、やはりそういう形で、実際、子供さんが困る、或いは保護者の方が右往左往するというか、そういう事態ってのは決していいことではありませんので、そこら辺は再度問屋さんとの話し合いは教育委員会別のルートであると思いますから、そこら辺を、もう一度話し合いをして、そして、よりその保護者或いは子供さんに対応できるような仕組みを、やはり早急に作るべきだと思いますので、ちょっと時間は要するかもしれませんのが、それをできるだけ早急に、まずは問屋さんとのその話し合いとか、或いはどういった形にするとそれが可能になるかということは、事務局としましても、早急に動くようにしていきたいと思いますので、ちょっと時間は要するかもしれませんが、対応はしていきたいと思います。

#### ○栗田議長

他に質疑はありませんか。

ないようですので、これで、議第51号から議第56号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第57号から議第58号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。須藤議員。

### ○須藤議員

それでは議第58号の給食に関して無償化されるということで大変私も望んでいたことで、実現したということで、喜ばしいことだと思いますが、いろいろ無償化に伴って今度は給食費に関して、本当に喜ばれるような給食を提供していただきたいというふうなことも含めて、考えていただければなというふうなことなんです。

それで、以前も教学課長の方にも言いましたけども、やはり食育という観点をですね、無償化に伴って、地域の、或いは金山町のですね、食材をできるだけその子供たちに食育という大きな枠の中で取り扱うことができる仕組みをですね、前ちょっと提案しましたけれども、考えていただきたいということなのです

その辺どうでしようかね、教育長さんそれが課長さんあたり、お話になってますか。新しいその無償化の中での食育をどういうふうに取り入れていくかという件です。

### ○栗田議長

教学課長。

### ○教学課長

はい。ただいま須藤議員の方から町の食材を給食無償化に関して給食の方に提供していただく仕組みというようなことをご質問い合わせました。

これまでも学校給食に関しましては地元の業者の方から地元のものを、食材を納めていただいて、児童生徒の皆さんに提供するということはずっと続けてきております。

ですが、私が当時担当していた時からの状況を振り返りますと、収めていただける店舗も、農業の方も少なくなってきたのが現状ですので、そこをどう、地元の食材をうまく納めていただかうかというふうなことが、一つの課題にもなってきているかなというふうには感じています。

昨日も給食の運営委員会を開催しまして、昨年度の状況や今年度の取り組みに関して、確認をしたところです。当然、様々な食に関する計画や、ふるさと給食というふうなことも継続しておりますし、新たに物語の中からヒントを得た様な給食の提供もするなど、今、来ていただいている栄養教諭の先生には、いろんな知恵を出して、給食のメニューを作っていただいております。

私もそうですけども町のそういう店舗の状況を、農業の状況ということを、どれだけスタッフが理解しているかということもありますので、そこは改めて再確認して、なるべく多くの方から多くの食材を納入していただけるような仕組みというものを改めて、ちょっと考えていくければなというふうに今考えておりますので、スタッフも変わってきているので、再確認させていただければというふうに考えております。以上です。

#### ○栗田議長

須藤議員。

#### ○須藤議員

はい、期待するところでございますが、産業課との連携もこれ非常に大事なのかと思います。商工関係もそうですけども、やはりそこを連携してですね、できるところから、やはり計画を立てて、それを実行に移して実践していくと、こういうふうなことで、当然地元のものを使うとですね、割高になる可能性もあります。

それから、品ぞろえがそろわないとか、この辺は給食を携わる職員の方々の、やはり、例えば、大根はまっすぐでないと、作業量が増えるとかですね、じゃがいもが、でこぼこだとですね、削るとロスが多いと。で、コスト高になる。いろいろそういうことが起きてきます。地元のものを使うということになると。そうしたところを、やはり、どういうふうに給食費に跳ね返さないで、財源をきちんと確保して、さらにその地域の食材を大いに使えるような方向性を持っていけると。非常にジレンマもあると思いますよ、今まで使ってるもので割高になるとということは確かに出てくるかと思いますが、こういう機会ですんでね、無償化イコール地元の食材が多く使われる、楽しい給食というようなものをぜひ実現していただきたいというふうにお願いいたして終わります。

#### ○栗田議長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第57号から議第58号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、議第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、発議第3号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

これで、議案審議を終わります。

## 日程第2 閉会中の継続審査の申し出の件

次に、日程第2 「閉会中の継続審査の申し出の件」を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありまし

たので、順に説明を求めます。

それでは、総務文教常任委員長の説明を求めます。寒河江委員長。

○寒河江委員長

4番寒河江です。

(閉会中の継続調査申出書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

次に、産業厚生常任委員長の説明を求めます。大場委員長。

○大場委員長

7番大場です。

(閉会中の継続調査申出書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第3 議員派遣の件**

次に、日程第3「議員派遣の件」を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付しているとおりであります。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

会議の途中ですが、3時10分まで休憩します。

14時49分 休憩

---

---

15時09分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

ただいま、町長から、議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配付します。

お詫びします。

お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います、

**追加日程第1 町長提出議案の追加一括上程**

○栗田議長

追加日程第1 「町長提出議案の追加一括上程」を行います。

議第59号 避難所用循環式シャワー機材の取得について

議第60号 避難所用可搬式冷房機器の取得について

議第61号 小中学校学習者用端末の取得について

以上 3件を追加上程します。

**追加日程第2 提案理由の説明**

○栗田議長

次に、追加日程第2 「提案理由の説明」を求めます。

○町長

先ほどは提案いたしました、すべての議案をご可決いただき誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程にございますように、議第59号から議第61号までの3件であります。その内容は、その他財産の取得3件となっております。

まず、議第59号 避難所用循環式シャワー機材の取得について でございますが、災害時に避難者の入浴施設を確保するため、循環式シャワー機材を地域福祉センター、やくし苑などの指定避難所用として2台を導入するものであり、次のとおり契約することについて承認を求めるものでございます。

契約の相手方 日本防災工業株式会社 山形営業所 所長 濱田 義弘

契約金額 消費税含む 13,200,000円

次に、議第60号 避難所用可搬式冷房機器の取得について でございますが、指定避難所での熱中症を防止するために、金山小学校体育館、旧明安小学校体育館及び金山町体育センターにスポットクーラーを2台ずつ、計6台設置するものであり、次のとおり契約することについて承認を求めるものでございます。

契約の相手方 有限会社 渡部電工 代表取締役 渡部 廣也

契約金額 消費税含む 6,490,000円。

最後に、議第61号 小・中学校学習者用端末の取得について でございますが、文部科学省が創設したギガスクール構想に基づき、令和3年度に導入した、一人1台端末の更新を行う目的で、学習用端末、Google Chromebookを小中学校に348台導入するものであり、山形県教育局義務教育課で公募型プロポーザル審査を行い、共同調達に参加した当町は、最優秀提案者と次の通り契約することについて承認を求めるものでございます。

契約の相手方 東日本電信電話株式会社 山形支店 支店長 小澤 一仁

契約金額 消費税含む 18,757,200円。

以上3件につきまして、提案理由を申し上げましたが、詳細は担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

### ○栗田議員

はい、ありがとうございました。

### 追加日程第3 提出議案の説明

### ○栗田議員

次に、追加日程第3「提出議案の説明」を求めます。総務課長。

### ○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第4 議案審議

○栗田議長

次に、追加日程第4 「議案審議」に入ります。

それでは、議第59号から議第61号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。星川議員

○星川議員

はい、8番星川です。議第60号、避難所用可搬式冷房機器の取得について でありますけれども、これ冷房機器が電気製品なので、災害時の電源の確保というのはどういうふうになつてののかっていうことと、電気製品でずっと使ってないと、そのときだけ、ぱっと使うとすると、どうも調子悪くなると思うんですよ。エアコンとかねそういうやつも。それで例えば金山小学校に2台あるということですけども、体育の時間なんかに、そういうのは、有効活用できるのかどうかっていうことをお伺いします。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

災害時ということで、仮に停電の時使えるのかっていうことでございますけれども、その場合におきましては、多分通常の電源というのは遮断され使えませんので、外部電源などを利用して使うというような形になるかと思います。その形につきましてはまた別途検討する必要あるかなというふうに思いますが、一応の仕様としましては、100Vの単相電源で使用できるものでございますので、それほど大きな発電機っていうものは想定しなくとも大丈夫かなというふうに考えております。

あともう1点ですけれども長期に使用しない場合は、なかなか、調子が悪くなるようなことが想定されるだろうということでございますけれども、仮に小学校の体育館で設置をした場合に、熱中症対策としてですね、当然体育館全体を冷やせるものではありませんけれども、その冷風機の傍に行って涼んでいただくっていうふうなことを想定している機械でございますので、そういう形で、体育の授業でも活用していただければなというふうに思っております。以上です。

○星川議員

はい。わかりました。

ありがとうございます。よろしくお願いします。

## ○栗田議長

他に質疑はありませんか。大場議員。

## ○大場議員

はい。7番、大場です。私からは、議第59号になります。

避難所用循環シャワーの機材の取得について。これ機材の取得については賛成ですけども、どのような避難用循環シャワーなのか、簡単でいいですので、ご説明願いたいと思います。

あとこの避難所用の循環シャワーの機材は水不足や水不足の解消や、避難者の衛生面での改善に役立つ一方で、初期費用が高いことですか、排水処理の必要性、維持管理の負担、また故障時の負担もあって、またその対応ですか、水質の安全性などの確保も必要とされています。その維持管理や管理方法などをさらに注視する項目があれば、お願ひしたいと思います。

2点お願ひしたいと思います。

## ○栗田議長

町民税務課長

## ○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

循環型循環式シャワー機材の使用につきましては、まずは水の循環式ということで、常時給水しないと使えないというものではございません。給水タンクがありますので、100リットルの給水タンクを使ってそれを排水の98%を再生して、使うというふうになっております。

仕組みとしては、ろ過膜でろ過を使用するという方式と、あともう一つUV殺菌と、あとは塩素の転換によって、99.999%以上の細菌とウイルスの除菌をすることというふうな仕様で求めております。それに該当するような機材ということで、納入をしていただくことになっております。

併せまして水の排水につきましてですけれども、排水につきましても排水タンクっていうものも構成設備の中に、機械の中にはありますので、水をこう、排水をして流してやるというふうなものではございません。100リットルのタンクを100リットルの排水タンクで受けるという、ほとんど98%循環してそのまま再利用するので、ほとんど排水するものが出てこないと。

洗ったものが流れ出すっていうことはあって、少しは水が循環されない部分もありますけれども、98%の水を再利用するというふうな形になってございます。ということで衛生面ということでも、細菌の処理も99.99%、殺菌をできるというようなことで、衛生面につきましても、心配する必要がないのかなというふうに考えております。

あとはメンテナンスにつきましてですけれどもこちらの方はですね、メーカーのメンテナンスというふうな形でももちろん長期になれば、そういういったメンテナンスっていうのは必ず必要に

なってくると思いますので、ずっと使い続けられるような形で対応していきたいというふうに思います。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員。

はい。やはり避難所として使われるシャワー、昨年のように、災害があったときには、すごい助かる意味で、設備のする上で、この取得は大変ありがたいなと思っております。さっき課長からあったように、排水処理ではあまり排水の面では、そういう影響を及ぼさないということで、自分もそうなんですがその排水の関係でやはり様々な衛星管理の方も必要なのかなと思いますので、質問の内容となりました。

またこのシャワーのアクターサービスですとかそれからメンテナンスの方も、常に使った時には簡単なメンテナンスの方も多分やっていただければ、またさらに長く長期に渡って、維持できる上で、あと業者からのメンテナンスも含めて、使うような形で取得をお願いできればなと思っております。以上です。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。中村議員。

○中村議員

はい。それでは私からは、星川議員と同じ避難所用のスポットクーラーについてちょっと伺いたいんですけども、やくし苑などっていうお答えですけれども、スポットクーラーの機械の構造上、その風が出てくるところは冷たいんですけども、部屋全体で考えれば、電気の使用量分だけ温度が上がってしまう構造だと思うんですが、普通のエアコンの室外機と室外機が一体になってるのがスポットクーラーですから、全体の温度を考えると、部屋全体では上がってしまって、緊急時以外、体育館などでっていうことなんんですけども、体育館のような、大きな空間でしたら、それほど全体の温度が上がる事はないと思います。

それで例えば、そのスポットクーラーを地区公民館など、被災された場所に持っていたとしても、部屋全体としては、温度が上がってしまうという構造なんですけれども、その辺例えば窓をあけ放しにして、スポットクーラーを使うとか、そのようなイメージの使い方を考えてというか。それだったら、各地区的公民館、最近エアコン大分普及しておりますけれども、やくし苑、それに、室外機を外に置いている普通のエアコン置いたほうが、どっちかと言えばいいんじゃないかなと、先ほど星川議員がそれ以外のときは体育館とか、スポーツとか、いう場面ではスポットクーラー大変効果的だと思うんですけども、やくし苑、避難所と指定されている場所と考えれば、どのみち、非常用電源、発電機など必要だということなので、固定式のエアコンでやつた方が効率的なんじゃないかなというちょっとふと思ったもんですから。どのように考えるか、お願ひします。

○栗田議長

町民税務課長

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず指定避難所というふうに想定させていただいているものにつきましては、スポットクーラーにつきましては、体育館ということで想定しております。排熱がこもって、温度が上がるんじゃないいかというふうなご質問をいただいておりますけれども、機器の中に排気ダクトっていうオプションセットがありますので、そちらも合わせて購入する予定になっております。ですので、傍に行って熱い空気がそのままこもっているということがないというふうに想定をしております。ですので、仮にですね地区の公民館等でご使用いただくときも、排気ダクト外の方に出せれば、その出せる構造であれば、ご使用することは可能かなと思います。このスポットクーラーも、三相ではなくて単相になりますので、100ボルトの電源で動くものになりますので、重量的にも、100キロそこそこっていうことで、大人の方複数名で運搬は可能かなというふうに考えておりますので、先ほど通常のエアコンでやった方がいいんじゃないかという話ですけれども、おそらく室外機についてるエアコンよりは、その避難所を通して使用するという場合には、適してるかなというふうなことで想定をして、今あの、金山中学校にもうすでに設置をさせていただいてるものでございますので、そういうような形で体育館で避難をされている方が、一時的に涼んでいただくために設置をするというような考え方で購入するもので、この度購入をさせていただいているものでございます。以上です。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

その活用する場所というところに合わせて、いろいろ対応を考えてもらいたいということを、その辺も検討していただきながら、あわせて各地区の公民館、もしもの場合、一時的に避難される可能性もあるような場所。できれば、エアコンでしたら、冷暖房、夏でも冬でも使えるってことで、ぜひ各地区公民館のエアコンの補助をこれまで以上に力を入れていただきたいというふうにお願いしまして、質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。4番寒河江でございます。

私からはですね、議題61号ですね、G I G Aスクール構想ということで令和3年度に購入した端末機が今回348台、更新なるわけですけども、今回の入札については、プロポーザル公募型ということでございました。その公募型に関して、何社が公募に来たのか、前回、同じ

業者も来たのかなと思いますけども、その辺も含めまして、ご説明をよろしくお願ひします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町長からの提案要旨でも説明しておりますが、当町は県の共同調達に参加しております、県の方でプロポーザルを行っておりますので、そこら辺の詳細はちょっと存じ上げない状況でございます。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。県の方で全部行っているということであります。

それですね、この端末機に関しても、この5年を迎えて、更新になるわけですけども、この財源についても全部県の方で持っているのか、私も当初予算も見つけなかったので、それを含めてご説明お願ひします。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

こちらの方は全国的に導入する状況になっておりまして、今回は1台当たり5万5千円を上限に助成されるということになっておりまして、山形県公立学校情報機器整備事業費補助金ということで、3分の2が補助金として今年度入ります。その他は交付税として入るというふうにお聞きしております。以上です。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。わかりました。

前回よりいいような形のものも入ってくると思いますけども、ぜひ子供たちも、大いに活用できるように、ご指導のほどお願ひいたしまして質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第59号から議第61号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。  
議第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
(賛成者挙手)

全員賛成。  
よって、議第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
(賛成者挙手)

全員賛成。  
よって、議第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
(賛成者挙手)

全員賛成。  
よって、議第61号は、原案のとおり可決されました。

これで、議案審議を終わります。

ここで会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

---

15時32分 休憩

---

---

15時40分 再開

---

## ○栗田議長

それでは、休憩を打ち切り再開します。ただいまは、先ほどの質疑の中で、発言の訂正がありましたので、これを許可します。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。  
これをもちまして、令和7年6月金山町議会定例会を閉会します。  
どうもご苦労様でございました。（15時42分）